

# 滋賀大学

## 目 次

I	認証評価結果	2-(13)-3
II	基準ごとの評価	2-(13)-4
	基準1 大学の目的	2-(13)-4
	基準2 教育研究組織	2-(13)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(13)-10
	基準4 学生の受入	2-(13)-15
	基準5 教育内容及び方法	2-(13)-19
	基準6 学習成果	2-(13)-35
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(13)-39
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(13)-48
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(13)-52
	基準10 教育情報等の公表	2-(13)-58
<参 考>		2-(13)-61
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(13)-63
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(13)-64
iii	自己評価書等	2-(13)-66



## I 認証評価結果

滋賀大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 優れた教育研究業績や高度の実務経験・能力を有する人材の確保のため、年俸制、特別招聘教授制度及び混合給与（クロス・アポイントメント）制度を導入し、積極的に運用されている。
- 教育実践優秀賞の選考に当たって、年度ごとに教育活動に関するテーマを定めて、その年度のテーマに関して優れた教育実践を行った教員を顕彰し、優れた教育実践を普及させる取組を進めている。
- 教員個人評価を毎年度実施し、評価結果を教員にフィードバックし、処遇（勤勉手当）に反映させている。
- 多数のTA、SAが担当教員の監督の下で授業補助を行っており、学期末には担当教員とTA、SAの合同の報告会を開催して授業内容・方法を検証し、授業改善を行うなどの取組を進めている。
- 学習時間の確保を目的として、キャンパス教育支援システム（SUCCESS）や学習管理システム（SULMS）等を整備し、事前事後学習の促進に活用されている。
- 「大学と教委の強固な連携による早期CST活動を組み込んだ包括的な養成プログラム」や、「公共的対話と知的共同作業をベースにイノベティブな「心の習慣」と「イノベーション評価能力」を養成し、地域的競争力の強化にコミットメントする中核的人材育成事業」は、文部科学省等の支援終了後も取組を継続し、特徴ある教育課程の要素となっている。
- 経済学部では、学習教育支援室、開放型学習スペース、ALL（アクティブ・ラーニング・ラボ）等を設置し、常駐スタッフを配置するとともに、TAやSAによる学習支援を行っている。
- 大学運営への学生の参加、学生自身の大学へのアイデンティティづくりとして、「学生自主企画プロジェクト」を設け、予算を確保し、毎年度多数の学生団体等が応募している。
- 家計の状態が急変した学生を対象とした授業料免除制度等の学内外の一連の学生支援等をパッケージとして策定し、「つづけるくん」と名付け、学生の多様なニーズに柔軟に対応している。
- 教育学部では学部長オフィスアワーを設定し、経済学部ではSFA（学生・教員協議会）を定期的開催して、学生の意見を聴取するための特色ある取組を行っている。
- 教育学部では、毎年度、保護者への授業公開及び保護者懇談会を開催し、様々な意見を聴取する機会を設けている。
- 毎年度、自己点検・評価報告会を実施し、学生に加え、経営協議会委員、同窓会、後援会等の外部からの意見も直接聴取し、大学運営等の改善に反映している。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 平成26年度に東北財経大学（中国）との間で「5.5年国際連携一貫教育プログラムに関する協定」を締結し、5.5年で東北財経大学の学士号と滋賀大学の修士号を取得できるようにしており、グローバル化教育への寄与が期待される。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一つの研究科と専攻科においては、入学定員充足率が低い。

## II 基準ごとの評価

### 基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

学則第1条で「教育基本法の本質と本学の理念に則り、豊かな一般教養と専門学科に関する最高の教育を授けるとともに、最深の学理を究めもってわが国文化の発展を図り世界の進歩に寄与することを目的とする。」と定めている。

教育学部は「教育の今日のかつ普遍的な課題に対応しうる能力を持つ人材の育成」を、経済学部は「国際的視野を持ち、地域社会に貢献する専門職業人の養成」を目的とすることをそれぞれの学部規程において定めている。

また、社会に対する大学の存在意義、社会的責任を明示するため、平成21年9月に「滋賀大学憲章 知の21世紀をきり拓く一湖国から世界へ」と題して、大学の基本理念、目標及び行動指針を策定している。

平成26年度に、第2期中期目標を実現し、さらに将来的な発展を目指すために、「滋賀大学将来構想大綱」を決定している。その中で、教育及び経済の両学部及び教育学及び経済学の両研究科より構成されている大学の機能強化を図り、地域における知の拠点としての機能を高めるために、（1）両学部・研究科の強みと特色を発揮する改革、（2）教養教育を柱とした全学的な教育内容と体制の整備、（3）新学部の設置、（4）地域イノベーションを担う人材育成のための大学院組織の設置、（5）県内国公立大学等との連携の強化の5つの主要課題を明らかにして、その実現へ向けて取り組んでいる。平成27年4月には、新学部の設置に関連してデータサイエンス教育研究推進室を開設し、データサイエンス教育研究アドバイザーボードを設置している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

教育学研究科（修士課程）及び経済学研究科（博士前期課程、博士後期課程）より構成されている大学院の目的を、学則第77条において定めている。学則第79条において修士課程及び博士前期課程の目的として「修士課程及び博士前期課程は、学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。」と定め、第80条において博士後期課程の目的として「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力

及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と課程ごとに定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

**基準 2 教育研究組織**

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 2 を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は学士課程における教育研究の目的を達成するため、以下の2学部から構成されている。

- ・ 教育学部（1課程：学校教育教員養成課程）
- ・ 経済学部（6学科：経済学科、ファイナンス学科、企業経営学科、会計情報学科、情報管理学科、社会システム学科）

教育学部は、課程制をとっており、学校教育教員養成課程の下に初等教育コース、中等教育コース、障害児教育コースの3コース20専攻により構成されている。各コースは、幼稚園・小学校の教員、中学校・高等学校の教員、及び特別支援学校の教員に求められている課題に対応する能力や指導力を身に付けることを目的としている。

教育学部では、初等教育の現代的課題に対応し、かつ地域の要請に応えることを目的として、平成27年度に環境教育課程の学生募集を停止し、初等教育コース、中等教育コース、障害児教育コースからなる学校教育教員養成課程のみから構成することとして、初等教育コースの下に環境教育専攻、初等理科専攻、初等英語専攻を設けている。

また、経済学部の各学科には、主として昼間に授業を行う昼間主コースと、主として夜間に授業を行う夜間主コースを設置している。

これらのことから、学部及びその課程・学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育に係る体制は、全学的には理事（教育・学術担当）を、それぞれの学部においては教務担当の副学部長を責任者とし、全学の組織である全学教育部会、全学共通教育部会と、各学部の学務委員会等とが連携して運営している。教育に関する重要事項については、教育研究評議会にも諮り、全学の立場からも検討を行っている。

このうち全学教育部会は、理事（教育・学術担当）の下に、各学部の副学部長（教務担当）、各学部選出の教員2人及び学務課長で構成され、全学的な教育改革及びファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の企画・立案及び調整等、全学的な教育課題への取組の推進等を任務としている。

全学共通教育部会は、理事（教育・学術担当）の下に、各学部の副学部長（教務担当）、各学部選出の教員2人及び学務課長で構成され、全学共通教養科目の実施運営のために、年間の開講科目の企画・調整、非常勤講師や技術補佐員の人件費の確保、遠隔講義や他キャンパスへの提供科目の企画・調整を行って

る。

全学教育部会と全学共通教育部会は年7回程度、各学部の学務委員会は月2回程度開催され、教務関連事項について実質的な審議を行っている。

各学部は、大学入門科目、外国語科目、体育科目、全学共通教養科目をそれぞれのキャンパスにおいて開講し、全学共通教養科目のうち6科目を遠隔教育システムの利用を含め、他キャンパスでも開講している。すべての教員が6学期に1科目以上の教養教育科目を担当している。

これらのことから、教養教育の体制が整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は大学院課程における高度な教育研究の目的を達成するため、以下の2研究科から構成されている。

- ・ 教育学研究科（修士課程3専攻：学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻）
- ・ 経済学研究科（博士前期課程3専攻：経済学専攻、経営学専攻、グローバル・ファイナンス専攻、博士後期課程1専攻：経済経営リスク専攻）

教育学研究科学校教育専攻には学校教育専修、環境教育専修、情報教育専修の3専修を、障害児教育専攻には障害児教育専修を、教科教育専攻には国語教育専修、社会科教育専修等、教科ごとの10専修をそれぞれ配置している。

経済学研究科では、民間シンクタンクとの協定により、客員教員を招へいし、教育研究指導分野（経営環境分析）を経営学専攻（博士前期課程）内に連携大学院として設置している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

特別支援教育（障害児教育）に携わる教育者の資質向上を図るため、主として現職教員を対象とし、特別支援教育（障害児教育）に関する高度の専門事項を教授し、その研究を指導して、この分野において優れた教育者を養成することを目的として、特別支援教育専攻科を設置している。

当該専攻科では障害児教育専攻を置き、知的障害児教育の研究を始め、LD・ADHD・高機能自閉症等の軽度発達障害に関する教育研究を行い、1年間で特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）又は特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）を取得することができる。

これらのことから、専攻科の構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、教育研究に必要な附属施設・センター等として、附属図書館のほか、以下の4つの学内共同教育研究施設、5つの教育学部附属施設及び4つの経済学部附属施設を設置している。

- ・ 学内共同教育研究施設：情報処理センター、社会連携研究センター、環境総合研究センター、国際センター

## 滋賀大学

- ・ 教育学部附属施設：附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属教育実践総合センター
  - ・ 経済学部附属施設：附属史料館、経済経営研究所、情報処理教育センター、附属リスク研究センター
- 学内共同教育研究施設は以下のとおりである。

情報処理センターは、学術研究、情報通信技術（ICT）教育及び学生の自主学習の便に供することを目的とし、当該大学のキャンパス情報ネットワークシステムやコンピュータシステムの運用・管理及び研究開発を行うとともに、利用者に対する技術指導、情報提供等を行っている。

社会連携研究センターは、当該大学の知的資源の組織化と活用を図ることにより、社会に開かれた大学として積極的に情報を発信し、地域社会からの信頼の醸成、教育研究活動の発展・充実に資することを目的とし、人材育成、事業創出、コンサルティング、研究活動等、社会連携の推進に関する業務を行っている。

環境総合研究センターは、持続可能な社会の実現に資することを目的とし、環境に関する学際的・総合的な研究、情報収集・提供、国内外諸機関との協力等を行うとともに当該大学の環境教育を担っている。

国際センターは、国際交流に関わる業務を行うとともに、国際協力や異文化理解に関する教育研究活動の推進並びに外国の大学等との学生交流の推進、留学生及び外国の大学に留学する学生の修学及び生活指導に関する業務を行っている。

教育学部附属施設等で、主に教育活動を担うものは以下のとおりである。

教育学部附属学校園は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校教育法に基づき保育又は教育を行うとともに、学部における幼児、児童及び生徒の教育に関する研究に協力し、かつ、学部の計画に基づき学生の教育実習の実施に協力することを目的としている。特に、教育学部と附属学校教員による共同研究の推進、自治体との協力事業、教育実習の責任ある遂行等を重点的強化事項として実施している。

教育学部附属教育実践総合センターは、小・中・高等学校教育、教育実習や教師教育に関する実践的研究のほか、不登校、発達障害及び特別支援教育に関する実践的研究と指導を行っている。また、情報教育や地域教育支援機能の強化についての実践的研究を通して、教育の現代的諸課題に関する調査研究や教員養成・現職教員の研修に資する取組を行っている。

経済学部附属施設等で、主に研究活動を担うものは以下のとおりである。

附属史料館は滋賀県下の貴重な古文書の収集に努め、重要文化財を含む約17万7千点を収蔵している。

経済経営研究所は、アジア地域史・近代高等教育・滋賀県地域にかかわる研究資料の保存と公開に努めており、特に、「旧植民地関係資料」等の資料の収集・管理に取り組み、マイクロフィルム化やデジタル化に努めている。また、教員の研究成果を発信する紀要等の編集・発行、ワークショップ等の開催を担っている。

附属リスク研究センターは、「リスク」を研究対象とする経済経営リスク専攻（博士後期課程）と関連が深い。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育研究に関する重要事項を審議するため、学則第23条に基づき教育研究評議会を設置し、学長を議



長とし、学長が指名する理事2人（総務・企画担当、教育・学術担当）、副学長、附属図書館長、学部長及び各学部教授3人で構成し、教育課程の編成に関する方針に係る事項、学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言等に関する事項等、教育研究に関する重要事項について審議を行い、その審議事項・内容を学部長、評議員を通して各学部教授会に伝えている。平成26年度には合計11回開催している。

学士課程における全学の教育課程・教育方法を検討する組織としては、全学教育部会及び全学共通教育部会があり、年7回程度開催され、教務関連事項について実質的な審議を行っている。

学部の運営等に係る審議機関として、学則第25条に基づき教育及び経済の両学部教授会を設置している。各学部の教授会は、同条において、学生の入学及び卒業、学位の授与、教育研究に関する重要な事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものと定めており、その他教授会に関し必要な事項は、学部ごとに別に定めている。各学部規程において、学部長を議長とし、教授、准教授、講師、助教で構成することとしており、通常は毎月1～2回、その他必要に応じ随時開催している。平成26年度はそれぞれ20回開催している。

また、学部長の下には、学務・入試・学生・教育実習委員会等を設けて、各事項に対応している。学部における教育課程の実施・運営機関としては、学務委員会を通常は月2回程度、加えて必要に応じ随時開催している。平成26年度は教育学部で20回（うち臨時1回）、経済学部で20回開催している。教育課程編成や教育課程における大きな変更等に係る検討については、教育学部では教務カリキュラム運営委員会、経済学部ではカリキュラム編成部会を、通常2～3か月に1回、さらに検討を必要とする場合には臨時開催している。平成26年度は教育学部教務カリキュラム運営委員会は8回（うち臨時1回）、経済学部カリキュラム編成部会は3回開催している。教育学部の教育改革推進委員会や経済学部の体制整備委員会は、教育課程や教育方法の改善を検討している。

各研究科には、学則第26条に基づき研究科委員会を設置している。各研究科委員会についても、教授会と同様に学長が決定を行うに当たり意見を述べるものと定めており、その他研究科委員会に関し必要な事項は、研究科ごとに別に定めている。各研究科委員会は、研究科を担当する専任の教員が構成員となり、学部教授会の開催に併せて、あるいは必要に応じ随時開催されている。平成26年度は教育学研究科で12回、経済学研究科で19回開催している。

大学院においては、教育学研究科では研究科運営委員会、経済学研究科では大学院制度検討委員会と大学院学務委員会を設置し、教育課程や教育方法等の検討と改善を行っている。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

**基準3 教員及び教育支援者**

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準3を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教育学部においては、1課程 15講座からなる講座制を基本とし、講座には主任を置き、少人数教育を行う体制の下、学生に対して履修方法の助言、生活上の相談から卒業論文、修士論文の指導までを主任を中心として行っている。

経済学部においては、6学科 20講座からなる学科・大講座によって教員組織を編制している。各学科には学科長を配置し、学科長は学科会議を主宰している。学科会議では学科に関わる教育研究上の諸問題を審議し、学科を超える問題については教授会で審議している。

経済学研究科の博士後期課程においては、経済経営リスク専攻に3講座からなる教員組織（学部との兼任教員）を編制している。教育研究指導にあっては、3人の主副指導教員からなる集団指導体制がとられ、指導教員懇談会を適宜開催している。指導教員懇談会を超える問題については、研究科委員会において審議している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりである。

- ・ 教育学部：専任98人（うち教授54人）、非常勤56人
- ・ 経済学部：専任96人（うち教授42人）、非常勤56人

自己評価書提出時には、経済学部会計情報学科で教授が1人、大学設置基準に定められた必要教員数を下回っていたが、平成28年2月1日付で補充されることが決定している。

そのほかの課程・学科については、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

学士課程全体の収容定員に対する大学全体の専任教員一人当たりの学生数は、平成27年5月1日現在で、15.4人である。

教育上主要と認める授業科目（必修科目、選択必修科目）に対する専任の教授又は准教授の配置状況は、平成26年度で、教育学部76.3%、経済学部75.7%であり、大学全体でも76.0%となっている。

これらのことから、学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりである。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 63 人（うち教授 56 人）、研究指導補助教員 26 人

〔博士前期課程〕

- ・ 経済学研究科：研究指導教員 79 人（うち教授 38 人）、研究指導補助教員 0 人

〔博士後期課程〕

- ・ 経済学研究科：研究指導教員 32 人（うち教授 32 人）、研究指導補助教員 32 人

自己評価書提出時には、教育学研究科障害児教育専攻（修士課程）で研究指導補助教員が 1 人、大学院設置基準に定められた必要教員数を下回っていたが、平成 27 年度中に補充されることが決定している。また、教育学研究科教科教育専攻（修士課程）の各専攻においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑み、大学院設置基準の教科に係る「専攻」において必要とされる教員数を平成 27 年 5 月 1 日時点において「専修」に準用することとすれば、国語教育専攻では研究指導教員 1 人（教授は 2 人）、社会科教育専攻では研究指導補助教員 1 人、理科教育専攻では研究指導補助教員 1 人、保健体育専攻では研究指導補助教員 1 人、家政教育専攻では研究指導補助教員 2 人、英語教育専攻では研究指導補助教員 1 人が不足している。しかし、平成 26 年度に改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行される大学院設置基準第 9 条に係る告示によれば、同専攻は教科に係る「専攻」において必要とされる教員数を満たしている。

その他の専攻については、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

専任教員の年齢構成は、39 歳以下が 21.2%、40 歳から 49 歳までが 29.8%、50 歳から 59 歳までが 33.2%、60 歳以上が 15.8%となっており、大きな偏りは生じていない。

教員の採用は、一般公募を原則として実施している。採用情報を大学ウェブサイトで公開しているほか、他大学、他機関、研究者人材データベースに対して情報を提供している。

女性教員の採用の促進を図るため、教員公募の際、全学において公募要領に女性研究者の積極的な応募を期待する旨を明記しており、専任教員における女性教員比率は、教育学部 29 人（29.6%）、経済学部 16 人（16.7%）、センター等 2 人（14.3%）であり、平成 23～27 年度で 20%を超える水準を維持している。また、滋賀大学教育研究支援基金による支援事業に、性別に関係なく、研究者が研究活動を中断することなく出産・育児又は介護に携われるよう男女共同参画推進研究助成を設けており、平成 24～26 年度における各年度の採択者数はいずれも 1 人となっている。

外国人教員については、両学部合計 4 人、学生の外国語を担当する外国人教師が両学部合計 3 人で、全体の外国人教員比率は 3.4%となっている。

教育学部では学校現場で指導経験がある専任教員が 24 人、経済学部では企業・官公庁等からの人材採用により 7 人が在職しており、各センター等においても、様々なキャリアを持った人材を採用し、その特性に応じた取組を実施している。

特任教員制度等により、実務経験者等を採用し、教育研究の質の向上を図っており、専任型は教育学部で8人、経済学部で6人、センター等で6人、非専任型は教育学部で6人、経済学部で6人、在職している。

平成26年度より年俸制、特別招聘教授制度を導入しており、平成27年度からは新たに混合給与（クロス・アポイントメント）制度を整備し、優れた教育研究業績や高度の実務経験・能力を有する人材の確保に努めており、これらの適用者は、年俸制26人、特別招聘教授制度2人、混合給与（クロス・アポイントメント）制度1人となっている。

教員の教育研究の遂行に必要な知識及び能力の向上を図るため、サバティカル研修制度を全学で実施しており、平成24～25年度で各4人、平成26年度は3人となっている。

教員表彰制度については、大学の業務に関し特に功労があつて他の模範とするに足りると認められる者に学長賞を授与している。また、教員が実践している教育活動の中で、特に優れた教育活動を顕彰し、その優れた教育実践を他の教員に普及させて教育方法の改善に資するため、教育実践優秀賞を平成26年度から導入している。当該制度においては、毎年度、教育活動に関するテーマを設定しており、平成26年度はテーマを「学生の授業外学習を促す取組」と設定し、教育学部と国際センターの教員が1人ずつ受賞している。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用や昇任等については、教員選考基準を制定し、教育、経済両学部において教員の選考規程を定めている。実際の採用や昇任は、選考手続きや具体的な基準を定めた各学部の内規等に従い実施している。なお、専任教員と同等程度の教育・研究業務を行う任期付の教員である専任型特任教員の採用については、専任教員と同等の規程・内規等を適用している。

採用や昇任に際しては、選挙により選出された教員から構成される各学部の人事委員会等で審査し、教授会で審議の上、学長に提示し、学長が決定している。また、各学部の教員選考の結果や経緯を教育研究評議会で報告している。

各学部では、教員の採用や昇任等に際して、担当した授業科目名や講義形式等を含む教育歴の概要、授業計画書及びシラバスの提出、面接、プレゼンテーション、模擬授業等を実施し、教育上の指導能力の評価を行っている。そのことを公募の際に明記し、過去5年間（平成22～26年度）においては45件の採用において実施している。

また、教育学部における昇任に際しては、教員組織が多様な専門分野の教員で構成されているため、人事委員会を開催する前に昇任候補者を推薦するための検討会（推薦会）を開催し、研究実績と能力の審査に加えて、大学教員としての高度なコミュニケーション能力や教授能力を確認するために、面接やプレゼンテーション及び質疑応答を含めた審査を行うこととして、過去5年間（平成22～26年度）においては教授への昇任12人、准教授への昇任11人について実施している。

大学院担当教員についても、大学院資格審査委員会等において、履歴書や教育研究業績に基づいて教育研究上の指導能力の評価について審査を実施している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育及び研究活動等に関する評価は、教員個人評価を通じて定期的に行っている。

平成25年度に教員個人評価関係規程を改正し、成果や貢献の質をより正確に評価に反映させるために、既往の総合評価を領域別評価とし、また、3年ごとの評価を毎年度の評価に改めて実施している。

領域別評価は、教育活動、研究活動、社会貢献、大学運営の4領域について、各教員が自己点検・評価を行い、部局ごとに学部長や理事（総務・企画担当）を委員長とする部局教員評価委員会により、領域ごとに「優れている」、「適切である」、「改善すべきである」の3段階評価を実施した後、学長を委員長とする全学教員評価委員会で行った最終評価結果を、本人に通知している。評価結果については、各教員にフィードバックし、自らの教育研究活動の改善、活性化・高度化に役立てるとともに、当該大学の教育研究等の質の向上を目指しており、処遇（勤勉手当）にも反映させている。評価結果に対して意見がある場合は、各教員は学長へ意見申立てをすることができる。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教務関係及び厚生補導等を担う事務については、学務課23人、学生支援課8人、教育学部事務部12人が担当しており、留学生支援関係については、学術国際課6人が担当している。

彦根キャンパスの学生に係る教育支援は、学務課及び学生支援課が担当し、大津キャンパスの学生に係る教育支援は、教育学部事務部が担当している。学務課及び学生支援課は全学の教育支援に係るそれぞれが担当する事務を総括している。

各担当部署には、常勤の事務職員に加え非常勤職員を配置しており、さらに、センター等に教育研究支援のための常勤職員や非常勤職員を配置し、教務関係の事務（情報処理業務を含む。）や学生・教員への対応に当たっている。また、附属図書館には、本館（経済学部）及び分館（教育学部）に司書資格を有する職員を配置し、教育支援を実施している。

なお、経済学部助手4人を配置している。

各学部においては、学務委員会又はティーチング・アシスタント運営委員会の責任の下、TAを配置し、実験、実習、演習等の教育補助業務を行っているほか、学生への教育効果と学習支援機能充実を目的として、大学独自の制度として全学的にSA（学習アシスタント）制度を導入し、学生の学習支援や授業補助業務等を行っている。なお、経済学部では、コア・セッション（「ミクロ経済学A・B」、「マクロ経済学A・B」、「統計学A・B」、「簿記会計A・B」）で、TAやSAが担当教員の監督の下で授業補助を行うとともに、学習教育支援室において、学習上の相談を受けている。学期末には担当教員とTA、SAの合同の報告会を開催して情報を共有し、授業内容・方法を検証して授業改善を行うなど、教育活動への活用を図っている。平成26年度におけるTA、SAは、教育学部でそれぞれ27人、18人であり、経済学部で9人、48人である。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 優れた教育研究業績や高度の実務経験・能力を有する人材の確保のため、平成 26 年度に年俸制及び特別招聘教授制度、平成 27 年度に混合給与（クロス・アポイントメント）制度を導入し、積極的に運用されている。
- 教育実践優秀賞の選考に当たって、年度ごとに教育活動に関するテーマを定めて、その年度のテーマに関して優れた教育実践を行った教員を顕彰し、優れた教育実践を普及させる取組を進めている。
- 教員個人評価を毎年度実施し、評価結果を教員にフィードバックし、処遇（勤勉手当）に反映させている。
- 多数の T A、S A が担当教員の監督の下で授業補助を行っており、学期末には担当教員と T A、S A の合同の報告会を開催して授業内容・方法を検証し、授業改善を行うなどの取組を進めている。

<b>基準4 学生の受入</b>
------------------

4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
--

4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。
----------------------------------

## 【評価結果】

基準4を満たしている。

## (評価結果の根拠・理由)

4-1-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
---

大学の基本理念、目標を定めた大学憲章に基づき、学部、研究科ごとに、「求める学生像」と「入学者選抜の基本方針」からなる入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

教育学部における「求める学生像」は、「○変化の激しい社会を主体的に生き、よりよい社会の創造に貢献できる人々を育てる教師や指導者をめざす人 ○学校教育、環境教育に高い関心をもち、教育の諸問題に自ら積極的に取り組む意欲や熱意のある人 ○これらの課題の追究や解決に必要な幅広い基礎的知識、論理的思考力・コミュニケーション能力、豊かな感受性を備えた人」であり、また、「入学者選抜の基本方針」には「本学部の教育理念・目標に合致する学生を選抜するために、さまざまな評価の観点から多様な入学者選抜を実施し、志願者の能力や資質を総合的に評価し、判定します。」と記し、地域推薦入試についても選抜方法の趣旨を記載している。

経済学部における「求める学生像」は、「○経済・社会問題に関心をもち、かつ本学部で学ぶために必要な基礎的知識と、論理的思考力・読解力、コミュニケーション能力・表現力を備えている人 ○みずから課題を見出し、本学部の多様な科目・履修コースを主体的に選択して、問題探求能力を高めようとする意欲をもった個性豊かな人 ○大学で修得した専門知識と教養を活かし、卒業後、積極的に国際社会・地域社会に貢献しようとする意志をもった人」であり、さらに、「本学部を志望する高校生諸君へ 一本学部が求める学習経験」として、英語、国語、数学等の学習の取組方法についても付記している。また、「入学者選抜の基本方針」には「本学部の教育理念・目標に適合する学生を選抜するために、多様な入学者選抜を実施し、多元的な評価尺度を用いて志願者の能力・資質を適切に評価・判定します。」と記している。

教育学研究科の入学者受入方針の冒頭には、「教育に関する社会的要請に応えうる専門的学識や高い実践能力を持った学校教員、及び様々な領域や分野で地域の教育に関わり活躍しうる教育者の育成を目指して、以下のような人材を広く求めています。」とあり、続いて「求める学生像」として、「1. 研究科の学修に必要な基礎的能力を有する方 2. 自らの教育経験を省察し、その資質向上への意欲をもつ方 3. 修了後も研究成果を学校及び地域などの教育に還元しようとする熱意をもつ方」を挙げている。また、「入学者選抜方法」として、「本研究科の入学試験では、主として学部卒業生を対象とする一般入学選抜、及び主として現職教員及び社会人を対象とする特別選抜を行う。これらの選抜試験では、各専攻・専修に関する基礎的な知識・能力を判断するための試験のほか、修学への適性や熱意などを判断する口述試験を行います。」と記載している。

経済学研究科の入学者受入方針は、博士前期課程と後期課程で別々に示され、入学者選抜方法を含めて、求める学生像が記述されている。

博士前期課程については、「経済や経営への関心とその基礎的知識をもち、大学院において特定分野の

研究を通じて高度な専門知識とその実践的応用能力を身につけ、修了後、関連分野において指導的役割を果たすことを希望する学生を求めています。」としている。

博士後期課程については、「専攻分野に関わらず既に修士課程を修了し、経済活動に伴うリスク（金融リスク、経済リスク、経営リスク）に関心を持ち、大学院においてリスクに関する研究を行うことにより最先端の知識とリスク研究能力を修得し、修了後は、新しい事業を創造することができるリスク・リサーチャーとして、指導的役割を果たすことを希望する学生を求めています。」としている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

入学者受入方針に沿って、多様な入学者選抜を実施し、様々な評価の観点から志願者の能力や資質を総合的に評価・判定している。

学部においては、一般入試では、基礎学力の修得度を見るために大学入試センター試験を課し、前期日程においては、個別学力検査を課して学部で学ぶために必要な基礎的な能力を評価している。なお、経済学部では、大学入試センター試験において3教科3科目の採点方式を併用している。また、教育学部の一部の選抜区分においては実技検査、面接試験を実施している。経済学部夜間主コースにおいては個別学力検査を免除している。後期日程においては、教育学部は小論文、経済学部は個別学力検査を課して、学部で学ぶために必要な基礎的な能力を評価している。

推薦入試は、教育学部では、一般推薦と地域推薦に分けて実施している。一般推薦において、普通科高等学校が主な対象の区分Aと、情報・技術専修・専攻の選抜区分で高等学校の工業・農業に関する学科又は総合学科において工業又は農業に関する科目を20単位以上履修した者を対象とした区分Bとを設けている。また、地域推薦は、滋賀県の高等学校に在籍し、将来滋賀県で学校教員になる強い意欲を持つ者を対象に実施している。経済学部では、普通科高等学校を主な対象とするA推薦と、商業・情報に関する学科、又は総合学科において商業又は情報に関する科目を20単位以上履修した者で、簿記検定試験等に合格した者を対象にB推薦とを実施している。いずれの学部の推薦入試も大学入試センター試験及び個別学力検査を免除し、小論文、面接、実技検査（教育学部の一部の専修・専攻）を課し、推薦書、調査書を総合して選抜している。

帰国子女入試は、大学入試センター試験及び個別学力検査を免除し、小論文、面接、実技検査（教育学部の一部の専修・専攻）、TOEFLの成績（経済学部）と出願書類を総合して選抜している。

私費外国人留学生入試は、日本留学試験、学力試験、実技検査（教育学部の一部の専修・専攻）、面接及び出願書類を総合して選抜している。

社会人入試は、大学入試センター試験及び個別学力検査を免除し、小論文、面接、TOEIC公開テストの成績（経済学部昼間主コース）、出願書類を総合して選抜している。

経済学部では、多様な入学生のニーズに対応するため、4年制大学に2年以上（短期大学及び高等専門学校等を含む。）在籍した学生を対象とする3年次への編入学の制度を定めている。

大学院においては、教育学研究科で一般入試のほか、現職教員を対象とした特別入試を実施している。経済学研究科では、一般入試のほか、推薦入試、外国人留学生入試、社会人入試を夏季募集、冬季募集として年2回実施している。なお、社会人入試は、さらに一般社会人、熟年社会人、派遣社会人に区分し、それぞれ面接点の重点を変えるなどの工夫を行っている。



なお、障害児教育に携わる教育者の質的充実を図るため、主として現職教員を対象として、1年の在学期間中に障害児教育分野の優れた教育者を養成することを目的とする、特別支援教育専攻科においては、個別学力検査（筆記（小論文）・口述試問）及び書類審査の結果を総合して選抜している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学部、大学院の入試において、企画、審議、決定及び円滑な実施運営を図るため、学長を委員長として、入試担当副学長、各学部長、各研究科長、各学部から推薦された教員4人、各研究科から推薦された教員4人及び入試課長をもって組織する入学試験委員会を設置している。また、入試の実施に当たり、入学試験委員会の下に各学部・研究科に入試運営委員会を置いている。

各入試の実施に当たっては、入学試験実施要領を作成し、入試業務担当者等の役割を明確にするとともに、入学試験監督者要領を作成し、監督者の指示内容等を明確にし、受験生に対して公平性が確保できるようにしている。

学部の入試実施に当たり、一般入試問題では、個別学力検査問題作成要領に定めたチェックシートによる出題委員全員の点検、事前審査委員と出題者以外の者を加えた事前審査を行い、副学長、各学部長、入学試験委員及び教科出題主任による問題審査を経て完成させている。

採点に当たっては、採点業務のための専用室を設け、厳格な管理体制の下で、解答例に基づき複数の採点委員によるチェック体制を整えて実施している。採点後に監査委員による監査を行い、教授会において合否判定を行い、学長が入学者を決定している。

なお、経済学部では、大学入試センター試験については「5教科7科目型」を選択する受験方法に加えて、「3教科3科目型」（外国語＋国語＋数学及び地歴・公民から3科目）を選択できることとし、それぞれの方式で評価した結果を総合して選抜の資料としている。また、合否判定は、学生が順位をつけて志望した学科ごとに行っている。

特別入試においては、試験問題等を学内で印刷しており、試験問題作成、採点、監査、合否判定等は一般入試と同様に実施している。

大学院の入試実施に当たっても、試験問題作成、採点、監査等は学部の特別入試と同様に実施している。これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者受入方針に沿った入学者を選抜するために、全学における入学試験委員会の下に、教育学部では入試運営委員会、経済学部では入試委員会、入試制度検討委員会、教育学研究科では入試運営委員会、経済学研究科では入試委員会を設置して、各種入学試験の実施結果を踏まえて入学試験の分析・検証を行っている。経済学部においては、平成24年度に、「前期・後期日程「重複併願者」の試験結果」、「平成23年度卒業生の入試と学業成績の関係」、「編入学選抜における配点変更の効果について」等を検討し、報告書を作成している。

各学部の委員会で分析・検証された入学者選抜方法の検討状況は、翌年度の第1回入学試験委員会において報告され、最終的に全学的な事項についての検討が行われている。

これまでの検討の結果、入学者選抜について以下のような改善が行われている。

教育学部では、平成 27 年度に、一般入試（前期日程）の実技型選抜区分（音楽・美術）において、実技検査をより重視するためにセンター試験の利用教科・科目及び配点の変更等を行っている。

経済学部では、平成 25 年度に、夜間主コースに志願する高校新卒者への対応と入学者の学力面の改善を図ることを目的として、社会人入試に加えて一般入試（前期日程）の導入を行っている。また、同じく平成 25 年度に、3 年次編入学試験において、英語と面接による選抜という制度設計ポリシーの観点から、これまでの英語の成績が最終順位の決定要因に強く影響を与えていた状況を見直し、面接をより重視するための配点変更を行い、さらに、平成 26 年度には私費外国人入試において、新たなグローバル人材育成コースの導入に合わせ、面接の方法、時間及び配点変更を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成 23～27 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 教育学部：1.05 倍
- ・ 経済学部：1.05 倍
- ・ 経済学部（3 年次編入）：1.03 倍

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：0.87 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 経済学研究科：0.83 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 経済学研究科：0.69 倍

〔専攻科〕

- ・ 特別支援教育専攻科：0.36 倍

経済学研究科博士後期課程と特別支援教育専攻科で、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

経済学研究科博士後期課程では、志願者数を増加させるため、学内説明会（年 4 回）、県内自治体や日本語学校への訪問、県内外企業等へ募集要項を送付するなど、広報活動を行っている。また、これまでの広報活動を総括して課題を整理し、志願者からの照会に対する対応や説明会の内容を充実させている。

また、特別支援教育専攻科については、設置目的との需要の整合性や需要動向等を見定めた上で、適正化を検討することとしている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一つの研究科及び専攻科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

#### 【改善を要する点】

- 大学院課程の一つの研究科と専攻科においては、入学定員充足率が低い。

**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

**【評価結果】**

**基準5を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

&lt;学士課程&gt;

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学則第 32 条において、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を「学部、学科及び課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。」と定め、その上で、教育学部及び経済学部において教育課程の編成・実施方針を定めている。

教育学部の教育課程の編成・実施方針には、「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を実行・達成するために、以下の方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成し、実施する。」として、以下のとおり6か条を挙げている。

- 「1. 自主的に課題を解決できる能力を育成するために、双方向的な授業、学生参加型授業、課題解決・探求型授業を工夫するとともに、体験的な学習活動の充実を図る。
2. 社会・文化・自然・環境についての幅広い知識を身につける教養教育科目、学校教育に関わる基本的知識を身につける共通教職科目、得意分野の力を伸ばす専門的科目を適切に配置し、初年次教育から卒業研究に至るまでの体系化を図る。
3. 取得免許状の種類に応じて、教科指導や生徒指導の力を育成する科目、得意分野の力を伸ばす得意分野育成科目を充実させ適切に配置することによって、確実な指導力を持つ教師の養成をめざす。
4. 教育現場において適切に思考し判断することのできる力量を育成するために、教育実習を中心とした体系的で実践的な教育参加カリキュラムを編成する。
5. 使命感や倫理観を具えた教師を養成するために、少人数による演習科目や多様な価値観を学ぶ講義科目を配置する。
6. 他者や社会についての的確に理解し、適切な思考・判断にもとづいて他者にわかりやすく伝える力量

を育成するために、実践的な科目や演習科目を設ける。」

経済学部の教育課程の編成・実施方針には、「ディプロマ・ポリシーに基づき、以下のような方針に沿ってカリキュラムを作成している。」として、以下のとおり3か条を挙げている。

### 「1. 三層構造のカリキュラム

第一層で、大学で学ぶ上での基本的手法・知識を学ぶことを目的とした入門科目、外国語科目、健康な心身の形成を目的とした体育科目を配置する。第二層で経済学部に必要とされる専門基礎学力を形成するためコア科目群を配置する。第三層で専門分野での学習を深め、問題発見・解決能力といった応用能力を獲得するための専門科目、専門演習を配置する。

### 2. 全学共通教養科目群

豊かな人間性の涵養と幅広い知識の獲得、コミュニケーション能力の育成を図るため、人文・社会・自然・特定主題の4分野の全学共通教養科目群を配置する。

### 3. 本学部の構成

本学部は6学科で構成され、それぞれの学科が専門性・体系性を持ちつつ、互いに補い連携して学際的・総合的な専門科目を提供する。リカレント教育や勤労者向けの教育を目的とした夜間主社会人コースも同じ専門科目を提供する。また専門性と学際性を考慮し、将来の進路に対応して複数の学科の専門科目を体系的・計画的に学ぶ専門コースを提供する。」

さらに、経済学部では、学部の教育課程の編成・実施方針に基づき経済学科、ファイナンス学科、企業経営学科、会計情報学科、情報管理学科及び社会システム学科の6つの学科ごとにも教育課程の編成・実施方針を策定している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育学部では学士（教育）、経済学部では学士（経済学）の学位を授与している。

教養教育は、学生が豊かな人間性を涵養し、幅広い知識を背景に広い視野から物事を考えることのできる能力を培うことを目的に、大学入門科目、全学共通教養科目、外国語科目、体育科目を開講している。

また、大学での学習の進め方についての指導を行うために、1年次に全学生に対して、「大学入門セミナー」の履修を義務付けている。この中で、教育、経済の学部ごとに作成した共通テキストを使用して、履修計画の立て方、大学での学習・研究方法、学内施設・設備の利用等、自主学習を進める上で必要な知識・方法の説明を行っている。

教育学部では、各教科の指導法等、実践指導力の育成に関する科目からなる教員養成基本科目、教育実習を中心とした実践的能力の養成を目的とした教育参加科目、得意分野の力を伸ばす得意分野育成科目等を配置し、初年次教育から卒業研究に至るまで体系的に学ぶことができるよう教育課程を編成している。さらに、各科目の標準的な履修年次及び各科目の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との関連をカリキュラム・マップでも示している。

経済学部では、専門教育においては、三層構造の教育課程を編成している。第一層（1年次春学期）で、大学で学ぶ上での基本的手法や知識を学ぶことを目的とした入門科目等を、第二層（1年次秋学期から2年次）で、経済学部に必要とされる専門基礎学力を形成するために必要となる共通知識を確実に修得させることを目的としたコア科目群（13科目の中から18単位以上の修得が必要。）を、第三層では、専門分野での学習を深め応用能力（問題発見・解決能力）を獲得するための専門科目と専門演習を配置している。

各学科では、学科が定めた専門科目 16 単位を必修としている。また、複数の学科の専門科目を体系的・計画的に学ぶ履修モデルとして 18 の専門コースを設置し、それぞれのコースの科目群を履修した者には、専門コース修了の認定を与えている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズに応えるため、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定を学則に定めて、運用している。

全学共通教養科目の中で、彦根 3 大学単位互換協定により滋賀大学、滋賀県立大学、聖泉大学、彦根市が連携して「彦根・湖東学」を開講しており、平成 26 年度は当該大学から 12 人、滋賀県立大学から 7 人、聖泉大学から 19 人、さらに、環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換により立命館大学から 10 人の計 48 人が受講している。「彦根・湖東学」では、彦根・湖東地域の自然環境、地域社会、歴史についての理解を深める授業をフィールドワークやワークショップ形式を取り入れて実施するとともに、立命館大学を含めた県内大学の学生交流にも寄与している。なお、全学共通教養科目では、経済学部の彦根キャンパスと教育学部の大津キャンパスで、毎学期 3 科目（合計 6 科目）ずつを、遠隔教育システムを利用し、若しくは担当教員が移動して他キャンパスで開講することによって、学生が受講できるように配慮している。専門科目については、学部間の科目履修についても認めている。

第 1 期中期目標期間の平成 18 年度の文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色 G P）」採択に始まり、第 2 期中期目標期間に入ってから、各学部等において、文部科学省・科学技術振興機構等の各種人材育成プロジェクト事業に採択され、学生のニーズを発掘・支援する活動を展開して授業科目の開発を行っている。

教育学部では、平成 21 年度科学技術振興機構「理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点構築事業」に採択された「大学と教委の強固な連携による早期 C S T 活動を組み込んだ包括的な養成プログラム」を支援終了後も継続して実施している。また、平成 22～25 年度文部科学省特別経費による「包括的キャリア支援によるコア・ティーチャー養成モデルの構築」、平成 24 年度同省特別経費による「実践力を持った教員の養成をめざす教育実践支援システムの構築に向けた改革」等と取り組んでいる。前者では、学生の学習状況、進路希望・就職活動状況、教育実習の活動状況、教職カルテを記録・保存し、学生と大学との双方向オンラインシステムを構築し、4 年間にわたって個々の学生を包括的に継続して支援できる体制を整備している。そのほか、教育参加科目の中で、スクールサポーターを配置し、地域の学校で教員の指示の下、不登校傾向のある子どもや授業に入れない子どもへの個別対応や少人数指導の指導補助を行っている。スクールサポーターによる活動は、卒業要件上の必要単位（各 30 時間以上の活動の実施につき 1 単位）として単位認定している。

経済学部では、平成 25～27 年度同省特別経費による「学生の主体的な学びあいを基礎とする教育システムの刷新—経済・経営系教育における白熱教室の創出—」、平成 26～27 年度同省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマ B】」に採択された「滋京奈地域における産学連携インターンシップ等による人材育成」（幹事校：京都産業大学）等に取り組んでいる。前者では、授業内で扱う主題をめぐって特別に編成した学生プロジェクトチームの学習成果を活用した受講生間討議、事前事後学習の促進、優秀レポート又は回答例の紹介を行い、文科系学部の旧来の授業形態を乗り越え、学生の学習意欲を

引き出す双方向性対話式の授業形態の創出を期している。後者では、平成22年度同省「大学生の就業力育成支援事業」に採択された「複眼的フィードバックによる就業力育成」及び平成24年度同省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマA】」に採択された「滋京奈地区を中心とした地域社会の発展を担う人材育成」（幹事校：京都産業大学）の取組を継続して、学生の就業力育成に成果を上げている。また、平成20年度同省「産学連携による実践型人材育成事業－サービス・イノベーション人材育成－」に採択された「公共的対話と知的共同作業をベースにイノベティブな「心の習慣」と「イノベーション評価能力」を養成し、地域的競争力の強化にコミットメントする中核的人材育成事業」は、支援終了後も授業科目や専門コースの中で取組を継続している。

国際センターは、平成26～27年度同省特別経費による「学びの双方向交流」によるグローバル人材基礎力養成プログラムの構築」に取り組み、「グローバル時代を生きる力」を「グローバルに通用する見識と教養をともなったコミュニケーション能力・異文化間交流能力」として捉え、これらの能力を備えたグローバルに活躍する人材を育成している。

多くの授業が学術の発展動向に即して行われている。経済学部では、「近江商人経営論」において、新出史料を基にして、近世商人の典型的な類型である近江商人の実態を明らかにするとともに、その歴史的意義を講義しており、また、「認識論Ⅰ」では、信念の正当化はどのような条件下でなされ得るのかという現代認識論上の問題を取り扱い、内在主義、外在主義、基礎付け主義、整合主義といった正当化に関する諸理論を批判的に検討している。

学生の多様なニーズに対応する授業はいずれも社会からの要請に対応したものであるが、教育学部の臨床心理学を基礎とする授業「心のワークショップ」においては、ここ数年顕在化している小中学校における生活習慣の乱れ、いじめ、不登校、児童虐待等の心の健康問題等、教育現場で起こる子どもの問題に対して、心理的配慮を伴った具体的な対応が求められていることを受け、相談事例を交えて実践的な授業を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

講義、演習、実験、実習、実技による授業のほか、フィールドワークやワークショップ形式を取り入れた授業を開講している。

教育学部では、学校教育に関する基本的な知識を身に付けるために、共通教職科目を主として講義形式で行うとともに、教育現場での判断力、対応力を向上させるために、実習やスクールサポーター等の参加型の授業を教育参加科目として配置している。また、専攻・専修を踏まえて自分の得意分野の力を伸ばすために、得意分野育成科目の中で実験や少人数での演習、セミナー形式での授業を行うとともに、初等教育科目等で、模擬授業や学生によるプレゼンテーションを取り入れ、授業形態の組合せ・バランスに配慮している。授業の合計科目数1,048のうち、講義は344科目で32.8%、演習は483科目で46.1%を占めている。

経済学部では、経済学の基礎を学ぶための講義科目を配置するとともに、基礎文献の読解や問題演習を行い学習スキルの向上を目指す「基礎演習」、ビジネス・企業経営についてシミュレーションやディスカッションを行いながら学習する「BSセミナー」等の少人数の演習において知識の定着と応用力の育成を目指している。そのほか、少人数演習型授業を4年間を通じて配置し、知識運用能力の涵養を図っている。

また、現実の社会・経済に関する問題をテーマとして、問題発見・問題解決の方法を具体的に学習するためにプロジェクト科目やインターンシップ、PBL型の授業を導入し、多様な授業形態の組合せ・バランスに配慮している。授業の合計科目数 969 のうち、講義は 573 科目で 59.1%、演習は 315 科目で 32.5%を占めている。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-2 ② 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学全体の学年暦を制定し、定期試験等の期間を含め 35 週を確保するとともに、補講日の設定、国民の休日等における授業の実施により春学期、秋学期のそれぞれにおいて 15 週にわたる期間を単位として授業を実施し、2 週間の試験期間を設け、必要な授業時間数を確保している。

必要な授業時間数の確保に加えて、学生の学習時間を確保するために履修登録単位数に上限（キャップ制）を設けている。教育学部では 1 学期 25 単位、経済学部では 1 学期 24 単位としている。なお、教育学部では直前の学期の成績上位者には、受講登録できる上限数を 29 単位まで認めている。成績上位者とは、すべての受講登録科目の単位を修得し、評点 80 点以上の修得科目の合計単位数が 20 単位以上の者又は評点 90 点以上の修得科目の合計単位数が 10 単位以上の者である。

平成 25 年度に実施した学生生活実態調査によれば、各学部学生の授業以外の 1 日平均勉強時間について、「30 分未満」と回答した学生が、教育学部では 60%弱、経済学部では 50%程度となっており、「30 分未満」と「30 分～1 時間未満」と回答した学生を合わせると両学部で 80%程度の割合となっている。授業には興味を持ち多くの学生は 80%以上の出席率であるが、授業以外の勉強時間は少なく、多くの学生が向学心を有することが示されている一方で学習時間は前回調査から伸びていないと分析されているため、授業外学習時間の増加が必要である。

学生が主体的な学習を行えるように、履修ガイダンスや入学時のオリエンテーションを通じて履修指導を行っている。そのほか、Web シラバスで講義計画を示し、学生が履修計画を立てやすいように努めるとともに、シラバスにある「授業計画の補足（予習・復習や参考資料など）」の項目は記載を必須としており、授業時間外での予習・復習等の指示を行っている。また、滋賀大学キャンパス教育支援システム（以下「SUCCESS」という。）に課題を提示できる機能を設けて学生の自主学習を促し、予習・復習を含めた学習時間の確保に努めている。さらに、学習管理システムである moodle をカスタマイズした滋賀大学学習管理システム（以下「SULMS」という。）でも、授業の映像（録画）のストリーミング機能やオンライン小テスト機能を実施することができ、学生の事前事後学習への活用とともに教員が学生の学習到達度を把握しやすい仕組みを整え、運用している。

教育実践優秀賞を設け、年度ごとに教育活動に関するテーマを定めて、その年度のテーマに関して優れた教育実践を行った教員を顕彰することとしており、初年度となる平成 26 年度のテーマを「学生の授業外学習を促す取組」として、学生が授業前にテキストを読んで、考察をウェブサイト上に書き込み、それを学生同士がお互いに閲覧できるようにすることによって、自らの考え方を発展させるといった工夫をしている教員等を平成 27 年度に表彰している。

これらのことから、授業外学習時間の増加が望まれるものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

統一した様式によるシラバスをSUCCESSを通じて、大学ウェブサイト上で提供している。また、教員は各授業の第1回目の講義時に、Web シラバスを印刷したものを配布し、授業の概要、授業の到達目標、授業計画、成績評価の基準等の説明を行っている。

シラバスの項目として、「授業の目的と概要」、「授業の到達目標」、「授業計画」、「授業計画の補足（予習・復習や参考資料など）」、「成績評価の方法」、「成績評価の基準」への記載を必須としており、その他「教科書」、「参考書」、「教材に関する補足情報」等の項目も設けている。

シラバスの一層の活用のため、新たな項目をシラバスに加えるなど、更なる改善を行っている。改善の結果、「授業の目標」を「授業の到達目標」として、到達目標を具体的に記述するようにし、「授業計画」に加えて「授業計画への補足（予習・復習や参考資料など）」という項目を新たに設け、予習や復習のための具体的な指示を記述するようにしている。授業時間外学習においてもシラバスの活用を図っており、学生も活用している。「成績評価の基準」の記載について、「授業の到達目標」欄に記載した各到達目標について、「成績評価の方法」欄に記載したいずれの方法で達成度を測るのかを記述します。その際、何がどの程度できればどのような評点になるのかが、学生にははっきりとわかることが大切です。必ず全ての到達目標について記入してください。」と記載要綱に記している。

Web シラバスの作成に際しては、FD情報誌『su-L（スール） vol.09』に「シラバス改善特集 2011」として、合計12頁にわたり、懇切丁寧に具体的なシラバスの記入例を掲載している。Web シラバスの入力状況については、全学教育部会を通じて点検し、教員に対して事務担当が入力支援も行っている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、授業の選択等のために活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

教育学部では、リメディアル教育として物理及び地学を授業時間外に実施している。また、一部の専攻では資料対応型学習として必要な書籍や不足する基礎学力向上のための高校生向け副読本等を購入し、附属図書館での自主学習用として配備している。

経済学部では、大学入試センター試験（英語）の点数を基に、「大学英語入門」で習熟度別クラス編成を採用している。さらに、高等学校商業科等からの推薦入試制度による合格者を対象に、数学1科目又は数学と英語の2科目を事前学習という形で課している。この課題の学習方法は自主学習を基本とし、数学ではe-learningを用いた自主学習方式も採用している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

経済学部各学科に夜間主コースを開講している。講義は、17時45分から始まる第6時限と19時20分から始まる第7時限を中心に行っている。そのほかに、16時10分から始まる第5時限も開講しており、夜間開講科目の履修によって卒業に必要な単位修得が可能となっている。

昼間主コースの授業を経済学部規程実施要項第6に定める科目において30単位まで修得できることとして、履修に配慮している。

夜間主コースの学生専用の学生相談室（夜間主専用相談スペース）を設け、3人の教員を配置し、学生の相談及び指導に当たっている。また、専任教員1人と特任教員1人が必修科目である「大学入門セミナー」



を担当し、夜間主コースの1年次生全員に指導が行き届くように配慮している。

彦根学生センター（学務課・学生支援課）では、通常授業及び試験期間において、常時、常勤の事務職員2人が交替勤務体制で21時まで夜間主コースの学生のための窓口対応を行っている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

教育学部及び経済学部においてそれぞれに学位授与方針を定めている。

教育学部では、学部としての学位授与方針を定めており、これに示された能力を身に付けた者に、学士（教育）を授与すると明示している。

「本学部の教育目的のために設定された授業科目を所定の方法により履修し、単位を取得した者に対し、以下のような能力を修得したとして、学士（教育）を授与する。修得すべき授業科目には、講義、演習だけでなく教育実習などの現場の体験やフィールドワーク、卒業論文が含まれる。

1. 自主的に課題を解決できる能力を持っている。
2. 社会・文化・自然・環境などに対する的確な認識、学校教育に関わる基本的知識、及び得意分野に関する専門的知識を持っている。
3. 取得免許状の種類に応じた教科指導や生徒指導についての的確な認識を持っている。
4. 教育現場において適切に思考し判断することができる。
5. 教育の専門家求められる使命感や倫理観を持っている。
6. 社会人として適切に思考し、他者に対してわかりやすく伝えることができる。」

経済学部では、学部全体の学位授与方針と学科ごとの学位授与方針を定めており、これに示された能力を身に付けた者に対して、学士（経済学）を授与すると明示している。

「本学部の教育目的のために設定された授業科目を所定の方法により履修し、単位を修得することによって、以下のような能力を身につけたものに対し、学士（経済学）の学位を授与する。修得すべき授業科目には、講義、実習、演習だけでなく、企業での就業体験やフィールドワーク、卒業論文が含まれる。」

さらに「社会人としての幅広い知識と汎用的能力」として次の5つを挙げている。

「・経済についての基礎的な知識と考え方を習得している。

- ・社会に関わる多様な学問に接し、広い知識と基礎的な考え方を習得している。
- ・社会についての情報を適切に扱うことができる。
- ・経済や社会の担い手となり、創意と、規範、責任をもって取り組むことができる。
- ・多様な人と協働するためのコミュニケーション力と規範を備えている。
- ・自主的に問題を発見し、課題として解決できるように取り組むことができる。」

また、「専門的学識」として、学科ごとに学位授与方針を明示している。例えば、経済学科では、

「・現代経済学についての基礎的な知識と多角的な考え方を習得している。

- ・経済現象の基本的な内容と仕組みを理解することができ、その基礎的な分析の仕方を習得している。

・複雑な相互関係を含む経済現象の問題について総合的に考えることができる。」としている。他の学科についても同様に定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-1-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、各学部規程において定めており、60点以上を合格とし、優（80点以上）、良（70～79点）、可（60～69点）の3段階評価としている。このことを学部ごとの履修手引等に掲載して、入学時のオリエンテーションで説明するなど、学生に周知を図っている。

成績評価基準については、各授業科目の統一された要領で、Web シラバスに各授業の到達目標、成績評価の基準、成績評価の方法を明記しており、授業初回時にガイダンスを実施して授業の概要や成績評価基準の周知を図っている。

経済学部では、過去の試験問題を「定期試験問題集」として公開し、一部の科目ではポイント解説や合格率を公開するなど、成績評価基準の質と一貫性の確保に努めている。また、教育学部及び経済学部（夜間主を除く。）での提出が義務付けられている卒業論文は、所定の期日までに提出して指導教員による評価を受けることとしている。

なお、平成28年度入学生よりGPA（Grade Point Average）制度を導入することが決定している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-1-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

シラバスにおいて成績評価の基準を明記し、学生が成績評価に疑義がある場合、学部ごとに事務担当（教育学部は教務係、経済学部は学務課教務係）を窓口とする成績照会制度を設け、該当科目の「受講生からの申し出があれば、その科目の成績〔評価〕理由を開示する」と公示している。

全学として、「滋賀大学における成績評価結果の分布状況の公表について（申し合わせ）」に基づき、公開された成績評価基準に基づいて、厳格な成績評価を行うことを目的に、全学共通教養科目の成績分布を学内で公表している。また、教育学部では、教養科目の成績評価結果を『滋賀大学FD事業報告書』（以下『FD事業報告書』という。）に公表しており、経済学部では、専門科目（コア科目）を中心とした成績評価結果について『FD事業報告書』で公表するとともに経済学部全講義科目検索システムでも公表している。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-1-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学則に従い、教育学部規程及び経済学部規程において卒業認定基準を定めており、これを記載した履修手引等を入学時に学生に配布し、入学時オリエンテーションにおいて周知を図っている。

卒業には、教育学部は、専攻・専修によって異なるが、教養教育科目34単位、教員養成基本科目22～60単位、教育参加科目8～11単位、得意分野育成科目26～62単位の計132単位以上を、経済学部は、教

養教育科目（昼間主 35 単位、夜間主 34 単位）と専門教育科目（昼間主 91 単位、夜間主 92 単位）の計 126 単位以上を修得することが必要となっている。

なお、経済学部昼間主コースの学生には、3 年次進級の要件を設けている。

卒業認定は、授業科目区分ごとの修得単位数を基に各学部の学務委員会で協議の上、教授会での審議を経て、最終的に学長が決定している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

#### <大学院課程>

##### 5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

それぞれの研究科・専攻において教育課程を編成・実施するための方針を定めている。

教育学研究科の教育課程の編成・実施方針においては、冒頭に以下のように記している。

「本研究科では、学位授与の方針に基づいて、高度専門的職業人の育成を目的として考案された教育課程にしたがい教育と研究指導を行う。この教育課程は、各専攻が求める高度な専門知識・技能および実践的指導力を獲得するために編成された科目群から成る。」

さらに、学校教育専攻、障害児教育専攻及び教科教育専攻ごとに、教育課程の編成・実施方針を提示している。

経済学研究科博士前期課程の教育課程の編成・実施方針は以下のように定められている。

「大学院経済学研究科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、経済学や金融・ファイナンス、経営学等に関する高度な専門知識を備える経済人と研究者の養成を行います。

より効果的な教育を行うため、博士前期課程の各専攻は2つのコースを有します。ひとつは、高度専門職業人の養成を目指したプロフェッショナル・コースです。もうひとつが、研究者を目指す方やアカデミックな目で現職務を見直し自分の進む道を再確認したい方、そして実務経験を総括し生涯の知的欲求を満たしたい方などを対象としたリサーチ・コースです。各専攻で提供されるカリキュラム編成は下記のとおりです。」

さらに、経済学専攻、経営学専攻、グローバル・ファイナンス専攻ごとに、教育課程の編成・実施方針を提示している。

経済学研究科博士後期課程の教育課程の編成・実施方針は以下のように定められている。

「大学院経済学研究科博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーに基づき、リスク・リサーチャーを養成するためのカリキュラムを提供しています。

具体的には、「経済」、「企業経営」、「金融」、「情報」、「公共部門」等、個別化された枠にとらわれず、リスクに精通し、リスクを適切に管理し、リスクをふまえて新たな事業を創出できるようになるために、次の3点にもとづいてカリキュラムを編成しています。

第1に、本専攻では、経済活動に伴って生じるリスクのうち、金融リスク、経済リスク、経営リスクに研究領域を設定し、その研究教育組織は、「リスク基礎」、「リスク管理」、「リスクと創造」の3教育研究分野から構成されます。

第2に、授業科目の編成と履修方法は、リスクの基礎研究から専門研究に至る知見を体系的に修得できるよう工夫しています。

第3に、院生の研究指導拠点として「特別演習」、「フィールドワーク」、「プロジェクト研究」を設定し、学位論文準備から論文完成にいたる全過程における複数教員指導体制を実現し、学位論文の完成をめざし

ます。」

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育学研究科では修士（教育学）を授与している。経済学研究科博士前期課程では、経済学専攻においては修士（経済学）を、経営学専攻においては修士（経営学）を、グローバル・ファイナンス専攻においては修士（ファイナンス）を、経済学研究科博士後期課程では博士（経済学）又は博士（経営学）の学位を授与している。

教育学研究科では、専攻ごとの教育課程の編成・実施方針に基づいて、科目群を設置している。研究科に共通する学校や子ども、発達・学習に関わる先進的知見を獲得する学校教育共通科目及び学校教育に関わる現代的な諸問題に対応できる問題解決力を育成する教科教育共通科目を設けるとともに、専門分野に関わる高度な知識や技能を獲得する専門分野科目を配置している。これらの科目群を履修した上で、課題研究において各専攻の領域から研究課題を設定し、指導教員による指導を受けて学位論文を作成することとしている。

経済学研究科博士前期課程においては、経済学や金融・ファイナンス、経営学等に関する高度な専門知識を備える経済人と研究者の養成を目的として、効果的な教育を行うため、各専攻にそれぞれ2つのコース（プロフェッショナル・コース、リサーチ・コース）を設け、異なる修了要件を課している。プロフェッショナル・コースは、高度専門職業人の養成を目指したもので、修士論文又は特定課題研究を修了要件とするコースであり、リサーチ・コースは、研究者を目指す者やアカデミックな目で現職務を見直し自分の進む道を再確認したい者、実務経験を総括し生涯の知的欲求を満たしたい者等を対象としたもので、修士論文を必須の修了要件とするコースである。

専攻ごとに教育課程の編成・実施方針を定め、それに基づいて、大学院での研究の一般的な基礎となる知識・スキル、現代社会の特質に関わる知識、柔軟な思考力を養成する基礎科目、各自が選んだテーマに即して研究を深めるための展開科目に加えて、民間シンクタンクとの連携大学院科目や特定科目及び演習科目を配置している。

経済学研究科博士後期課程では、「経済」、「企業経営」、「金融」、「情報」、「公共部門」等、個別化された枠にとらわれず、リスクに精通し、リスクを適切に管理し、リスクを踏まえて新たな事業を創出できる「リスク・リサーチャー」の養成を目的に教育課程を編成している。「リスク基礎」、「リスク管理」及び「リスクと創造」の3分野からなる授業科目と、「フィールドワーク」、「プロジェクト研究」及び各年次に配置している「特別演習」からなる共通科目とを必修として、リスクの基礎研究から専門研究に至る知見を体系的に修得できる編成としている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対して以下の諸側面からの配慮をしている。学内の他研究科、他の大学院における学習ニーズや学習成果の活用ニーズに対応するため、他研究科における授業科目の履修、他の大学院における授業科目の履修、入学前の既修得単位の認定を学則に定めて、

運用している。

学則によって長期にわたる教育課程の履修を認め、現職教員や社会人等、標準の修業年限で修了することが困難な学生のために、標準修業年限を超えて履修できるよう配慮している。

教育学研究科では、京都教育大学、大阪教育大学、奈良教育大学、和歌山大学の大学院教育学研究科との間で単位互換協定を締結している。また、教育職員免許状を有しない学生のために、「教育職員免許状取得プログラム」を設け、3年間の長期履修学生制度を利用して、小学校教諭一種免許状又は中学校教諭一種免許状のどちらかを取得することが可能となっている。

経済学研究科では、平成 26 年度から学部と大学院の一貫教育体制として5年一貫教育プログラムを導入している。これは、大学院教育の強化を図り、より強力な研究科を構築していくための制度改革の一環として、5年で学士と修士の学位が取得できるものであり、学部を3年間で早期卒業し2年間で大学院を修了できるコースと、学部を4年間で卒業し1年間で大学院を早期修了できるコースを設けている。

グローバルに活躍するビジネス人材養成へのニーズに応えることを目的として、平成 26 年度に東北財経大学（中国）との間で「5.5年国際連携一貫教育プログラムに関する協定」を締結し、平成 27 年秋にプログラムを開始している。東北財経大学（中国）から5人の応募があり、平成 27 年 10 月から経済学部特別聴講学生として4人を受け入れている。このプログラムは、東北財経大学学士課程で3年間、経済・ビジネス分野と日本語を学習した学生が、当該経済学部において同大学の学士課程の最終年の学習をし、それとともに、5年一貫教育の仕組みと秋季入学制度の導入を活用し、当該経済学研究科への進学準備も併せて進め、大学院修業年限を短縮して修士号の獲得を可能とする制度である。これにより、5.5年で協定をもつ東北財経大学の学士号と当該大学の修士号の2つの学位の取得が可能となる。

授業担当者は、研究活動を通じて得られた学術の先端的な発展動向を取り入れ、それを授業内容に反映している。例えば、教育学研究科では、「情報システム特論」において、ビッグデータの概念、ビッグデータが有する利点と危険性を理解した上で、ビッグデータの教育への応用について授業を行っている。「教育心理学総論」においては、教育学部で実施した「いじめ」に関する意識調査の結果を教材として用いている。「地域衣生活環境特論」では日本の衣生活様式の変遷・伝統的繊維産業の現状と課題について、最新の繊維工学の動向を踏まえて講述し、持続可能な衣生活の在り方について検討している。また、経済学研究科では、「金融リスク論特殊講義」において、世界的な金融危機により注目を集めている金融不安定性仮説について、ケーススタディを含めて検討を行っている。経済学研究科における民間シンクタンクとの連携大学院では連携大学院科目を提供しており、現代の社会的要請に対応し実践的応用力に秀でた高度専門職業人能力の養成を目指すプロフェッショナル・コースでは、当該科目の修得が選択必修となっている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

教育学研究科では、平成 26 年度の授業形態別割合は、講義 201 科目 (40.3%)、演習 298 科目 (59.7%) であり、教育に携わる上での高度な専門知識・技能及び実践的指導力を養成するために、学校教育共通科目、教職及び教科に関する科目、総計 499 科目の中で、講義と演習とをバランスよく配置している。また、学校教育現場への訪問、授業参観、グループ討論やロールプレイ、教材作成、授業研究等、実践的な学習指導法を取り入れている。

経済学研究科博士前期課程では、平成 26 年度の授業形態別割合は、講義 135 科目 (19.8%)、演習 548

科目 (80.2%) である。ケース・メソッドを中心とした経営環境変化全般についての実践的講義を提供し、この実践形式の講義を含む講義と演習とを適切なバランスで学生が選択できるように配置している。

経済学研究科博士後期課程では、平成 26 年度の授業形態別割合は、講義 264 科目 (42.1%)、演習 363 科目 (57.9%) である。全 627 科目の中で、実践的な問題発見能力や解決能力、また柔軟で自立的な研究能力を培うため、複数指導教員の指導の下で実施される「フィールドワーク」や「プロジェクト研究」を配置している。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

全学の学年暦に合わせて 1 年間の授業期間、試験期間等を定めており、定期試験等の期間を含め 35 週を確保するとともに、補講日の設定、国民の休日等における授業の実施により春学期、秋学期のそれぞれにおいて 15 週の授業期間を確保している。

大学院では、ほとんどの授業を少人数で行っており、学生の発表や現実的なテーマについて討論することを多くの講義の中に取り入れている。学生は授業の事前学習をすることが必要となるため、シラバスにおいて授業全体の到達目標を明らかにするとともに、各回の講義の中で必要な事前学習の内容を明示し、学生の自主学習を促進する指導を行っている。

経済学研究科では、学生が履修届を提出するに当たって研究指導教員の指導を受けることとしており、適切な履修計画が立てられるように配慮している。

平成 25 年度に実施した学生生活実態調査において、各研究科の学生の授業以外の 1 日平均勉強時間を調査している。その調査結果から、教育学研究科では「3 時間以上」と「2 時間～3 時間未満」を含めると 30% を超えており、経済学研究科では授業以外での 1 日の勉強時間が「3 時間以上」と回答した大学院学生が 50% 近くになっている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

大学院では、学部と同様に統一した様式によるシラバスを SUCCESS を通じて提供している。シラバスの項目として、「授業の目的と概要」、「授業の到達目標」、「授業計画」、「授業計画の補足 (予習・復習や参考資料など)」、「成績評価の方法」、「成績評価の基準」への記載を必須としており、そのほかに「教科書」、「参考書」、「教材に関する補足情報」、「参考文献一覧」、「履修上の注意事項」等の項目を設けている。

シラバスの一層の活用のため、新たな項目をシラバスに加えるなど、更なる改善を行っている。具体的には、「授業の目標」を「授業の到達目標」として、到達目標を具体的に記述するようにし、「授業計画」に加えて「授業計画への補足 (予習・復習や参考資料など)」という項目を新たに設け、予習や復習のための具体的な指示を記述するようにしたことで、授業時間外学習においてもシラバスの活用を図っている。

「成績評価の基準」においては、記入教員に対し、「成績評価の方法」欄に記載したいずれの方法で達成度を測るのかを記述させ、「授業の到達目標」との関係を意識して学生へ示すこととしている。

Web シラバスの作成に際しては、当該大学の FD 情報誌『su-L (スール) vol.09』に「シラバス改善特集 2011」として、具体的なシラバスの記入例を記載している。

Web シラバスの入力状況については、事務担当者が定期的に点検し、入力支援を行っている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

学則第 87 条に「研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特別の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」と定めており、平日の夜間や土曜日における授業を開講している。

教育学研究科では、教育委員会からの派遣教員以外の現職教員や社会人学生等のために平日の第 6 時限（18 時から 19 時 30 分）と第 7 時限（19 時 40 分から 21 時 10 分）及び土曜日に開講し、さらに夏季・冬季休業期間中も集中講義を開講して、履修に配慮した時間割としている。

経済学研究科では、平日の第 6 時限（17 時 45 分から 19 時 15 分）と第 7 時限（19 時 20 分から 20 時 50 分）に加えて、土曜日にも授業を開講し、在籍する学生に配慮した時間割としている。さらに、一部科目を、研究科の教育・研究の基本部分が実施されている彦根キャンパスでなく、大津サテライトプラザで開講するなど、社会人学生の履修の利便を図っている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

教育学研究科及び経済学研究科ごとに、研究指導と学位論文に係る指導の体制が整備されている。

教育学研究科では、学位論文作成に関わる必修の授業科目「課題研究」を開設し、教育学研究科学位論文審査及び最終試験に関する内規に定められた計画に基づき、指導教員が研究指導、学位論文作成指導を行っている。

経済学研究科では、経済学研究科における学位授与に関する取扱要領及び経済学研究科における学位授与に関する運用内規の定めに基づき、指導教員が研究指導や学位論文作成指導を行っている。

博士前期課程では、研究指導教員に加えて副研究指導教員 1 人、合計 2 人による複数指導体制をとっている。学位論文については、まず 7 月頃に博士前期課程の大学院学生を対象に学位論文等の作成に関する研修会を開催し、2 年次の秋に学位論文中間発表会を開催している。平成 26 年度からは、これまで分散的に開催していた学位論文中間発表会を専攻にかかわらず同一の日に統一し、大学院学生が他の大学院学生の発表を聞いて参考にすることができるような場を設けるとともに、指導教員以外の教員からアドバイスを受ける機会を増やしている。プロフェッショナル・コースを選択した学生の特定課題研究における研究指導も同様に行われている。

また、博士後期課程では、学位論文準備から作成に至る全過程において、研究指導教員 1 人及び副研究指導教員 2 人による複数教員指導体制をとっている。学位論文については、申請資格の一つである中間報告会において、より客観的な視点での研究指導・助言を得るために外部評価者による評価を実施し、大学

院学生の研究意識を高めている。

経済学研究科では、「剽窃行為を避けるためのガイドライン」を策定し、学位論文を作成するに当たって大学院学生に指導及び注意喚起している。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

教育学研究科及び経済学研究科において、それぞれ学位授与方針を定めている。

教育学研究科では、「教育学研究科のディプロマ・ポリシー」において、「各専攻が要求する以下の要件を満たしたと認められる者に対して、別に定める「滋賀大学大学院教育学研究科学位論文審査基準」による学位論文審査及び最終試験に合格することにより、修士（教育学）の学位を授与する。」とし、続いて、学校教育、障害児教育、教科教育の3つの専攻それぞれの学位授与方針を提示している。

学校教育専攻においては、学校教育についての専門知識・技能、学校教育をめぐる諸課題についての対応力、継続的な自己研鑽への意志、高度専門的職業人としての使命と責任感を持つ者に対して修士（教育学）の学位を授与すると明示している。障害児教育専攻においては、特別支援教育についての専門知識・技能、特別支援教育をめぐる諸課題についての対応力、継続的な自己研鑽への意志、高度専門的職業人としての使命と責任を持つ者に対して修士（教育学）の学位を授与すると明示している。教科教育専攻においては、各教科の教育についての専門知識・実践的指導力、各教科の教育をめぐる諸課題についての対応力、継続的な自己研鑽への意志、高度専門的職業人としての使命と責任を持つ者に対して修士（教育学）の学位を授与すると明示している。

経済学研究科博士前期課程は、「経済学研究科<前期課程>のディプロマ・ポリシー」において、経済学、金融・ファイナンス、経営学等に関する最新の専門的知識を修得していること、専門知識を基盤に問題探究・解決能力を有していること、高度専門職業人として民間企業及び地方公共団体での指導的役割を果たしたり、税理士や研究者として活躍できたりする能力を有していること、留学生においては、帰国後、政府機関や民間企業において指導的役割を果たす能力を有していること、研究者を目指す者は、博士後期課程へ進学するための素養を有していることを挙げ、以上のいずれかの条件を満たしている者に対して、修士（経済学、ファイナンス、経営学）の学位を各専攻に応じて授与すると明示している。

経済学研究科博士後期課程は、「経済学研究科<後期課程>のディプロマ・ポリシー」において、経済学及び経営学におけるリスクに関する最先端の知識と研究能力を修得していること、新しく事業を創造することができるリスク分析能力とリスク管理能力を有していること、派遣元企業や地方公共団体等で、リスク管理、企業創造、地域創造に関わって指導的役割を果たす能力を有していること、留学生においては、帰国後、経済開発、地域開発、金融政策に携わる政治家・公務員あるいはベンチャー企業家や経営コンサルタント等として活躍する能力を有していることを挙げ、以上のいずれかの条件を満たしている者に対して、博士（経済学あるいは経営学）の学位を授与すると明示している。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、教育学研究科規程及び経済学研究科規程において定めており、60点以上を合格とし、優（80点以上）、良（70～79点）、可（60～69点）の3段階評価としており、単位認定を行っている。



各授業科目の成績評価基準については、Web シラバスに各授業の達成目標、成績評価の基準、成績評価の方法を明記し、授業初回時にガイダンスを実施して成績評価基準の周知を図っている。

成績評価及び単位認定は、これらの基準に従って実施している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

教育学研究科では、教育学研究科履修手引「11. 成績の照会について」により、成績に関する疑問がある場合、今後の履修や研究への助言を行い、学習効果を高めることを主目的として、担当教員に申立てを行うことができる。学生は申立てを行った場合、研究科運営委員会の立会いの下、事前に明示された評価の方法・評価の基準に基づき、授業担当教員へ評価を確認し、必要があれば訂正することができるが、これまでの記載では学生にその趣旨が伝わりにくかったため、履修手引の記載を平成 27 年 10 月に改善している。

経済学研究科では、大学院学務委員会が発出した文書「成績照会制度について」により、所定の照会書を学務課大学院係へ提出し、大学院学務委員長が適切な照会かどうか審査した後、担当教員へ回答を要請することになっている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

修了認定要件については、学則において、所定の期間以上在籍し、所定の単位数を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文（特定課題研究を含む。）の審査及び最終試験に合格しなければならないと定められている。

教育学研究科においては、修了要件 30 単位のうち、必修の学校教育共通科目 4 単位として「学校教育総論」、「教育心理学総論」を設け、教員としての資質の基盤を成す指導力を高めることを目指している。また、4 単位を教科教育共通科目（学校教育専攻環境教育専修、情報教育専修除く。）、4 単位を自由選択科目、6 単位を課題研究に充てている。残りの 12 単位（学校教育専攻環境教育専修、情報教育専修は 16 単位）は、各専攻で開講している科目の履修に充てている。

経済学研究科博士前期課程においては、高度専門職業人の養成を目指したプロフェッショナル・コースでは、修士論文又は特定課題研究のいずれかを選択し 36 単位以上（5 年一貫教育プログラム学生は 30 単位以上）を取得することを修了要件としている。主に研究者等の養成を目指したりサーチ・コースでは、修士論文を必須とし 36 単位以上（5 年一貫教育プログラム学生は 30 単位以上）を取得することを修了要件としている。経済学研究科博士後期課程においては、修了に必要な単位を 22 単位としている。

各研究科における審査に当たっては、各研究科委員会は学位論文の審査委員として、当該学生の所属する専攻の教授及び関連する授業科目担当の教授又は准教授のうちから、3 人以上の審査委員を、また、必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の研究科、他大学の大学院又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができることとしている。

教育学研究科では、専修ごとに学位論文審査基準が定められている。例えば、学校教育専修では、「1. 研究目的 テーマが明確で、先行研究の理解が十分であるか。2. 研究方法 研究の方法は、研究目的・分野に対して適切であるか。3. 資料の整理と論述の論理性 資料の整理と考察が十分であり、結論までの論述が論理的か。4. 独創性 研究に独創性があるか。5. 形式と研究倫理 学術論文としての形式が整っていて、研究倫理が守られているか。」としており、他の専修及び経済学研究科においても、同様に定められている。審査に当たっては、各研究科において、学位論文審査及び最終試験に関する内規や学位授与に関する取扱い要領や内規、「剽窃行為を避けるためのガイドライン」、さらに、審査手順についても学位論文審査基準を定めており、当該基準に従って審査を行っている。研究科委員会は、論文審査委員からの報告に基づき審議し、出席者の3分の2以上の同意により、学位を授与すべきか否かを認定している。

修了認定に係る規程、評価基準等は履修案内、大学ウェブサイトを通じて公表しているほか、オリエンテーション等の機会においても学生に周知を図っている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 単位の実質化を図るための学習時間の確保を目的として、キャンパス教育支援システム（SUCCESS）や学習管理システム（SULMS）等を整備し、事前事後学習の促進に活用されている。
- 平成21年度科学技術振興機構「理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点構築事業」に採択された「大学と教委の強固な連携による早期CST活動を組み込んだ包括的な養成プログラム」や、平成20年度文部科学省「産学連携による実践型人材育成事業—サービス・イノベーション人材育成—」に採択された「公共的対話と知的共同作業をベースにイノベティブな「心の習慣」と「イノベーション評価能力」を養成し、地域的競争力の強化にコミットメントする中核的人材育成事業」は、支援終了後も授業科目や専門コースで反映されるなど、取組を継続し、特徴ある教育課程の要素となっている。
- 平成22年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択された「複眼的フィードバックによる就業力育成」の取組を発展させ、平成24年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマA】」に採択された「滋京奈地区を中心とした地域社会の発展を担う人材育成」、平成26年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】」に採択された「滋京奈地域における産学連携インターンシップ等による人材育成」（いずれも幹事校は京都産業大学）に参画することによって、学生の就業力育成に継続的に成果を上げている。

#### 【更なる向上が期待される点】

- 平成26年度に東北財経大学（中国）との間で「5.5年国際連携一貫教育プログラムに関する協定」を締結し、同大学学士課程で3年間学習した学生が当該経済学部において同大学の学士課程の最終年の学習を行い、学部・大学院の5年一貫教育プログラムの下で、当該経済学研究科で修士学位を取得することにより、5.5年で東北財経大学の学士号と滋賀大学の修士号を取得できるようにしており、グローバル化教育への寄与が期待される。

<b>基準6 学習成果</b>
-----------------

6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
---

6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。
--

**【評価結果】**
**基準6を満たしている。**
**（評価結果の根拠・理由）**

6-1-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。
--

過去5年間（平成22～26年度）に卒業した教育学部の学生の標準修業年限内の卒業率は87.2～93.1%で推移しており、約90%の学生が4年間で卒業している。また、「標準修業年限×1.5」年内卒業率は91.1～95.4%となっている。教育学部における休学、退学、除籍、留年の事由は、経済的理由、就職、病気治療、結婚や育児のためによるもの等多様である。

教育職員免許状の取得状況については、卒業する学生の多くは複数の教育職員免許状を取得しており、過去5年間で、毎年度延べ556～587人が取得している。社会教育主事や学校図書館司書教諭等の教育職員免許状以外の資格を取得する学生は、過去5年間で毎年度、社会教育主事を8～16人、学校図書館司書教諭を8～37人が取得している。

経済学部の学生の過去5年間の標準修業年限内の卒業率は71.2～78.3%で推移している。また、「標準修業年限×1.5」年内卒業率は88.9～91.0%になっている。なお、経済学部学生が在学中に取得した資格には、情報処理技術者やデータベーススペシャリストの資格が含まれている。

専攻科の学生は、過去5年間において100%の学生が標準修業年限内に修了している。

教育学研究科の学生の過去5年間の標準修業年限内の修了率は85.3～93.5%となっており、「標準修業年限×1.5」年内修了率になると89.7～95.2%で推移している。また、専修免許状は、過去5年間で、毎年度延べ70～94人が取得している。

経済学研究科博士前期課程の学生の過去5年間の標準修業年限内の修了率は82.5～94.5%となっており、「標準修業年限×1.5」年内修了率になると89.5～100%で推移している。

経済学研究科博士後期課程の学生の標準修業年限内の修了率は平成22～26年度の各年度において25.0%以内で推移しており、「標準修業年限×1.5」年内修了率でも20.0～66.7%で推移し、必ずしも高くないが、経済・経営分野の博士の学位にあっては毎年度1～5人の学位取得の実績を残している。

また、経済学部では、卒業論文の水準を維持するために、専門演習担当の教員それぞれの取組のほか、学部として優秀卒業論文表彰制度を設けている。この表彰制度により、優れた論文作成への意欲を高めるとともに、後年次生に模範例として活用されることを通じて卒業論文の質の向上に資することを期待している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。
---

教育の効果や学生の学習成果を測るため、教育学部及び経済学部、教育学研究科及び経済学研究科で学生からの意見を聴取し、分析を行っている。

平成 25 年度に、卒業・修了予定の学部学生及び大学院学生（修士課程・博士前期課程）に対し、教育内容や学習成果について種々の観点に基づいてアンケートを実施している。アンケートの内容は、『FD事業報告書』（平成 27 年 3 月）の第 2 部「教育学部の事業」教育学部教育改革推進委員会活動報告、及び第 3 部「経済学部の事業」経済学部教育学習支援委員会活動報告のそれぞれの関係箇所に掲載されている。

その結果からは、両学部・研究科のアンケートにおいて、教育内容等について肯定的な回答が多く示され、おおむね評価は高いものとなっている。

教育学部では、各問いに対し、「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した学生は、「学校教育に関する基本的な知識を身につけることができた」においては 88.0%、「自分の得意分野に関する専門的知識を身につけることができた」においては 82.4%となっている。また、「総じて、本学の学部教育に満足しているか」という問いに対しては 86.9%となっている。

経済学部では、各問いに対し、「思う」、「ある程度思う」と回答した学生は、「少人数教育の授業科目が役に立ったと思いますか」においては 84.5%、「コア科目が役に立ったと思いますか」においては 92.1%、「コアセッションが役に立ったと思いますか」においては 91.2%となっている。また、「所属する専門演習について学習の達成、充実の観点からどのように思っていますか」との問いに対し、「十分満足している」、「ある程度満足している」と回答した学生は 93.1%であり、「専門演習を通じての卒業論文作成についてどのように評価していますか」との問いに対し、「学習の成果を十分に文章化できた」、「ある程度できた」と回答した学生は 83.6%に上っている。

教育学研究科においては、現職派遣大学院学生と学部卒進学等大学院学生とで別々に調査している。各問いに対して「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した大学院学生の平均比率は、「学校や子ども、発達、学習にかかわる先進的知見を身につけることができた」においては 91.7%、「学校教育にかかわる現代的な諸課題に対応できる問題解決能力を身につけることができた」においては 77.8%、「専門分野に関する知識や技能を身につけることができた」においては 88.9%となっており、さらに、「総じて、本学の大学院教育に満足しているか」という問いに対しては 91.7%となっている。

経済学研究科においては、各問いに対して「そう思う」、「ある程度そう思う」と回答した大学院学生は、「「古典講読」で研究能力を高められたと思いますか」においては 95.0%、「「ビジネスプレゼンテーション」でプレゼンテーション能力を高められたと思いますか」においては 96.1%、「「経営環境分析特講」で産業界の最新動向や実践的知識を習得できたと思いますか」においては 100%、「「ワークショップ」で問題意識を高められたと思いますか」においては 86.4%となっている。また、「学位論文では、研究の成果を發揮できたと思いますか」との問いに対しては「そう思う」、「ある程度そう思う」と回答した学生が 94.4%に上り、「大学院では、経済学や金融・ファイナンス、経営学等に関する高度な専門知識を備える経済人と研究者の養成を目的としています。あなたはこの目的が達成されたと考えていますか」との問いに対しても 97.2%と高比率となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

教育学部では、学校教育教員養成課程の平成 26 年度卒業生の教員就職率は 64.5%（120 人）となっている。また、民間企業への就職も教育・学習支援関係が最も多く、次いで公務員、製造業、情報通信業、医療・福祉等多彩であり、卒業生の中には、大学院へ進学して研究職を目指す者もあり、進学率は平成 22

年度 10.0%、平成 23 年度 9.4%、平成 24 年度 9.8%、平成 25 年度 8.8%、平成 26 年度 6.0%となっている。

経済学部では、過去 5 年間（平成 22～26 年度）、常に 90%を上回る就職率を維持している。平成 26 年度の卒業生の就職先としては製造業が 23.4%、金融業が 23.3%であり、次いで情報通信業、公務員、卸売業・小売業等となっている。

大学院における平成 22 年度以降の修了生の進路状況については、教育学研究科は、現職教員の学生は職務に復帰する者がほぼ 100%であり、一般学生は教員になる者が最も多く、企業や官公庁へ就職する者もいる。また、経済学研究科博士前期課程においては「その他」の割合が大きいが、これは、会計士・税理士等の資格取得希望者や、帰国後に就職活動を行う留学生を含めて就職活動中の者及び自営業等が含まれるためである。経済学研究科博士後期課程の修了生の進路は、留学生で母国での大学教員になる者をはじめ、上級公務員やコンサルタント等、様々な分野に広がっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

当該大学では、卒業（修了）生や就職先への学習成果のアンケートを実施し、大学・大学院での教育効果等について意見聴取を行っている。アンケートの内容は、『FD事業報告書』（平成 27 年 3 月）の第 2 部「教育学部の事業」教育学部教育改革推進委員会活動報告、及び第 3 部「経済学部の事業」経済学部教育学習支援委員会活動報告のそれぞれの関係箇所に掲載されている。

教育学部では、「学校教育に関する基本的な知識」、「自分の得意分野に関する専門的知識」、「人文・社会・自然・環境などに関する幅広い知識」について「在学中に身につけることができたか」という各問いに対して、「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した卒業生は、各々 76.0%、67.0%、62.0%となっており、「総じて、本学の学部教育に満足しているか」という問いに対しては 90.0%となっている。

経済学部では、「あなたが専門科目の履修を通じて得られたと考えられる職場で有用な思考方法や知識は何ですか」との問いに対し、「職場で必要とされる知識の前提となる基礎知識」、「職場での課題の解決に用いる思考方法」、「職場で必要とされる知識・データを得る方法」等、職場で有用な思考方法や知識を得られたとする回答者は 85%強、また、「在学中に専門演習等の少人数演習において身につける機会があったものはどれですか」との問いに対し、「コミュニケーション能力」、「論理的思考」、「プレゼンテーション能力」等、知識だけでなく、思考方法や様々な能力を修得する機会があったと回答した卒業生はおおむね 90%となっている。

教育学研究科では、教育学研究科の学位授与方針に掲げられている「専門知識にもとづいて、教科指導や授業改善を行うことができるなど、高度な実践力」、「諸課題を自主的に発見・分析・理解し、実践研究を通して獲得した幅広い専門的知見」、「意欲的に課題探求に取り組み、継続的な自己研鑽への意志」及び「高度専門的職業人としての使命と責任」の 4 つの能力に対して「大学院生活で身につけることができたか」との各問いに対して、「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した現職派遣と学部卒進学等の修了生の平均は、各々 70.4%、81.5%、88.9%、83.3%となっている。また、「総じて、本学の大学院教育に満足しているか」という問いに対しては 81.4%の肯定的な回答が得られている。

経済学研究科の修了生に対するアンケートでも、当該大学の大学院教育に関し「基礎的な知識、学力、技能が身に付いたか」という問いに対して、「大いに満足」、「やや満足」と回答した修了生は 100%となっており、「専門分野（経済・経営・金融）の知識が身についたか」については 95.8%、「問題をより深く、総合的に分析できるようになったか」に対しては 91.7%、「問題発見能力が高まったか」については 91.6%、

「国際的な視野が広がったか」及び「プレゼンテーション能力が高まったか」については87.5%と高比率となっている。一方で、「倫理観・規範意識が高まったか」については70.8%、「仕事への積極性・意欲が高まったか」については69.6%、「現実の経済や実際の企業経営に関する知識が身についたか」については66.7%、「語学力が身についたか」については52.2%という結果となっており、改善の余地がある。

また、教育学部及び教育学研究科においては主な就職先である滋賀県内の小・中学校の校長に対し、卒業（修了）生の教員としての印象と教育学部、教育学研究科の教育にどのようなことを期待しているかを調査する目的でアンケートを実施している。その結果、卒業（修了）生について、「総合的に評価して、教員として満足できるか」という問いに対して教育学部卒業生に関しては82.7%、教育学研究科の修了生に関しては77.6%の肯定的な回答が得られている。

経済学部においても就職先アンケートを実施し、卒業生の勤務する企業等から見た教育効果を調査している。その結果、教育の効果に関しては、「優れている」、「やや優れている」との回答が「一般教養の水準」については100%、「専門分野（経済・経営関係の知識）」については92.9%と高い。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

**基準7 施設・設備及び学生支援**

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。  
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準7を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。  
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、彦根キャンパス、大津キャンパスの2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は彦根キャンパスが96,955㎡、大津キャンパスが142,415㎡である。また、各キャンパスの校舎等の施設面積は、計61,790㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

当該大学は、本部、経済学部及び経済学研究科等を置く彦根キャンパスと、教育学部、教育学研究科及び附属学校園等を置く大津キャンパスから構成されている。彦根キャンパスは、経済学部を置く彦根団地を中心に、長曾根団地、尾末団地、彦根馬場団地、城町団地、中島団地及び松原馬場団地の7団地からなり、大津キャンパスは、教育学部を置く石山団地を中心に附属幼・小・中学校園のある膳所団地や、附属特別支援学校のあるあかね団地、湖城が丘団地、石山北大路団地、御殿浜団地及び際川団地の7団地から構成されている。

彦根キャンパス、大津キャンパスにおいては、講義室、演習室、実験・実習室等が確保され、教育研究に利用されている。彦根キャンパスでは、平日の夜間や土曜日においても授業を実施し、有効に利用されている。大津市にはサテライトプラザを設置し、社会人学生の学習に供しているほか、彦根市にも他大学や地元企業等と共用のサテライトプラザを設置している。自習室、院生研究室については、それぞれ彦根キャンパスで、2部屋、16部屋、大津キャンパスで2部屋、14部屋となっている。福利厚生施設については、彦根キャンパスで4,626㎡、大津キャンパスで2,745㎡となっている。

学内の建築物の耐震化については、平成26年度末で93.2%となっており、平成27年度末までに地震に対する現行基準(耐震性能)を満たすよう、改修のための予算要求を優先的に行うなど計画的な整備を行っている。

障害のある学生への配慮として、バリアフリーマップの作成等により、キャンパス内のバリアフリー化に努めている。例えば、各キャンパス内での移動を容易とするために、身障者用エレベーター、自動ドア、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック等の整備を行っている。また、身障者用トイレの設置も順次行っている。

各キャンパス内における学生、教職員等の安全面への配慮として、大学構内の各所に外灯を設置している。また、歩行者保護の観点から歩道又は歩行者専用道路を設置するとともに、車両の進入禁止区域を設定している。

防犯面への対策としては、主要な箇所に防犯カメラ、女子トイレに緊急ブザーを設置し、各校舎には必要に応じて入退室管理システムを導入するとともに、機械警備を行っている。また、平成26年度には、災

害発生時やその他緊急時に避難誘導等を適切に実施するため、緊急放送設備を整備している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

教育研究活動及び事務支援のための基盤設備として、経済学部が置かれた彦根キャンパスと教育学部が置かれた大津キャンパスとの区別のない、統一された高機能かつ高度なセキュリティ機能を有するICT環境「全学情報基盤システム」を整備している。学内に設置したパソコンのほか、学生や教職員は持ち込んだパソコンを当該システムの機能である学内情報ネットワークに有線又は無線で接続し、自主学習や学内業務を行うためにインターネットを利用できるようになっている。

学生の学習活動全般の支援と教職員の教務関連業務を行うキャンパス教育支援システム（SUCCESS）やe-learning等のための学習管理システム（SULMS）の利用及び学内業務のための各種サーバ等の利用は、「全学情報基盤システム」のユーザ認証機能により管理され、不正な接続を排除している。

学生や教職員の要望に応じて、スマートフォンやタブレットでの利用、通信量の増加に対応した通信回線の増強、無線LAN設備の整備等の学内情報通信環境の改善を行ったことにより、パソコン設置場所以外でインターネットへの接続が可能となっている。

全学の共通施設としての情報演習室（彦根キャンパス5室（パソコン218台）、大津キャンパス4室（パソコン126台））は、授業支援システムを備え、情報関連の授業及び学生の自主的な学習に利用されている。大津キャンパスの情報演習室の1室（情報研究開発室）は、デジタル教材開発等の研究に特化したソフトウェアと機器を備えた専門のICT設備として整備している。

大学院学生の研究活動を促進するために、大学院学生専用の施設として、大学院演習室（彦根キャンパス：パソコン35台）、大学院PC室（大津キャンパス：パソコン20台）を設置している。そのほか、学生が自由に利用できるパソコンを附属図書館本館（21台）と分館（12台）、大津キャンパスの創造学習センター内の自習室（25台）及び留学生演習室（4台）、彦根キャンパスの学習教育支援室（8台）等に設置するとともに、持ち込んだパソコンについても無線LAN等のインターネット接続環境を整備している。良好かつ安全なパソコンの利用環境を実現するために、学内に設置したパソコンは、ネットワーク型ブート方式（シンクライアントシステム）を採用し、1日に一度実施しているメンテナンスにより、ウイルス対策等のセキュリティ管理を行っている。

また、大津キャンパスでは、ポスターの印刷が可能な大判カラープロッタやカラープリンタ、動画を用いた映像教材の作成等デジタルコンテンツの出力を行う出力室が設置され、教員の教育研究活動に活用されている。

3年に一度実施している学生生活実態調査（平成25年度）の結果では、情報処理センターを「ほぼ毎日」、「週に2～3回」利用していると回答した学生は33%以上、「月に2～3回」を含めると70%を超える学生が利用しており、附属図書館においても、利用する目的として、各学部・研究科全体で「PCの利用」が28.4%、「PCによる文献検索」は20.3%となっている。

情報セキュリティについては、理事（社会連携担当）を最高情報セキュリティ責任者とし、その下に情報セキュリティ委員会を設置して、情報セキュリティ対策を推進している。また、個人情報保護管理については、理事（総務・企画担当）を総括保護管理者として、教育研修、安全管理を行っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。



7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、彦根キャンパスの本館と大津キャンパスの分館からなり、地域の大学として住民への利用開放も行っている。開館時間は平日8時45分から21時（本館は月曜のみ21時30分）まで、土・日曜（日曜は本館のみ月1回）は、8時45分（分館は9時）から17時までとなっている。

館内には、閲覧席（本館366席、分館138席）、蔵書検索用端末（本館7台、分館3台）を設置し、OPACやC i N i i等を利用した図書検索環境を整備している。また、インターネットの利用可能なパソコン（本館21台、分館12台）を設置している。

本館では、耐震改修に合わせて電動集密書架を設置し、収容スペースの拡張を図るとともに、学習環境やアメニティの改善策として内階段及びグループ学習室の新設、空調機の全面改修等を行っている。また、1階に総合カウンターを設けて窓口を一元化し、サービス体制の強化も図っている。分館では、学生の学習環境を充実させるためにグループ研究室を1階に移動させ、学生の自主的学習環境の利便向上を図っている。

図書、学術雑誌、視聴覚資料等の収集については、図書館委員会及び地区図書委員会において決定した収集方針に基づき系統的に整備している。図書に限らず電子ジャーナル等データベース、視聴覚資料等幅広く資料を収集している。特に学生用図書は、授業料収入予算額の1%相当額を配分することとしている予算編成基準に基づき、授業用参考図書、参考図書、教養図書等を購入し充実させている。学生用図書の選定に当たっては、本館では図書選定学生委員会の推薦によるものを、また分館では学生個人や学生団体からの要望のあったものを購入するなど、学生の参画を受けて行っている。

大学の平成27年度の蔵書冊数は641,953冊、特殊コレクションとして、彦根藩弘道館旧蔵書約25,000冊、旧教科書類8,500冊を所蔵し、旧教科書については、毎年度展示会を開催して広く地域社会にも公開している。また、電子ジャーナルや文献データベースの充実を図っており、平成27年度のタイトル数は15,592件となっている。

平成26年度の入館者数は大学全体で261,140人、貸出冊数は大学全体で38,651冊となっており、学生一人当たりの貸出冊数で見ると、本館（彦根キャンパス）が8冊、分館（大津キャンパス）が11冊となっている。また、電子ジャーナルも有効に利用されている。

附属図書館利用を促進するために、新入生ガイダンス、初年度教育である「大学入門セミナー」、情報リテラシー授業での講習会、文献検索講習会、特集図書のコーナー展示紹介や教員執筆による「私の推薦するこの一冊」の書評を大学ウェブサイトで紹介するなど、支援活動を行っている。

平成25年度学生生活実態調査における学生の附属図書館の満足度調査では、「満足している」と「ある程度満足している」の合計は、教育学部が66.5%、経済学部が71.9%、教育学研究科が59.1%、経済学研究科が55.6%となっている。附属図書館は、多様な学術情報、教員の学術論文、研究報告書、博士論文、教材等の研究教育の諸成果を永続的に保存・蓄積しており、インターネットを介して誰でも利用できる公開学術コンテンツデータベース「滋賀大学学術情報リポジトリ」を整備し、広く社会へ公表している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的学習環境としては、附属図書館、情報処理センター、学習教育支援室等が挙げられる。

彦根キャンパスの附属図書館本館の閲覧室には366席の閲覧席、大津キャンパス分館には138席の閲覧席を設置し、インターネットの利用可能なパソコン等の機器を設置及び学生が持ち込んだパソコンについても無線LAN等のインターネット接続環境を整備しているほか、グループ学習室も整備し、学生が学習、調査、研究等で利用することができるようになっている。また、附属図書館に英語多読教材を配架し、英語学習に活用されている。

情報処理センターには、学生用パソコンが本部（彦根キャンパス）5演習室に218台と分室（大津キャンパス）4演習室（情報研究開発室含む。）に126台の合計9演習室に344台設置され、授業で利用されていない時間帯は、学生は自習のために授業期は8時50分から20時50分まで、学休期は9時から17時まで利用できる。なお、情報処理センターのエントランス部分には、演習室の利用案内をリアルタイムで表示するインフォメーションボードシステムを設置し、学生に対して自習利用可能な場所を分かりやすく案内している。

その他の学生の自主的学習環境として、教育学部では、学部学生や大学院学生のために学習室、ゼミ室、創造学習センターが整備されている。創造学習支援センターにはグループ学習室（36席）、ラウンジ（29席）、自習室（36席）等が設置されている。経済学部では、学習教育支援室を設置し、スタッフ（非常勤職員）が常駐し、TAやSAによる学習支援を実施しているほか、学生の共同自主学習活動を支援するためグループワークのブースとして自由に利用できる開放型学習スペースや語学担当教員が推薦する豊富な語学教材を利用して語学のスキルアップや資格取得のための学習ができるALL（アクティブ・ラーニング・ラボ）の設置、学生が学外からも利用可能な英語e-learningシステムの導入等を行い、自主学習を支援している。

学習教育支援室の利用者は平成22～24年度は、年度合計4,323人、4,702人、4,784人と着実に増加しており、平成25年度は4,244人と前年度より540人の減少となったが、なお、4,000人台を保持しており、その利用状況は着実に定着している。

大学院学生や専攻科学生に対しては、大学院PC室等にパソコンとプリンタを設置している。

学生に対して一般教室の空き時間を開放して、自主学習の場所を提供している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

教育学部、経済学部、教育学研究科（修士課程）、経済学研究科（博士前期課程、博士後期課程）においては、入学時に新入生オリエンテーションとガイダンスを、それぞれ開催し、授業の履修方法や学生生活について説明している。なお、経済学部の編入学生、夜間主コース入学者に対しては、別にオリエンテーションを実施している。

大学院入学者に対しては、昼間の授業時間帯を履修する学生と夜間・土曜授業時間帯を主として履修する学生に対して、それぞれオリエンテーションを実施し、授業の履修方法について指導を行っている。

教育学部の専攻・専修や経済学部の専門演習（ゼミナール）決定のためのガイダンスについては、各学部がそれぞれの特質を活かした内容で行っている。

教育学部では、1年次秋学期開始前に所属する専攻・専修を決定するため、1年次春学期に各専攻・専修の説明会を開催し、希望調査を行った上で、所属専攻・専修を決定している。その後、専攻・専修ごとにガイダンスを開催し、授業の履修方法等についての説明を行っている。

経済学部では、2年次秋学期に専門演習（ゼミナール）選択のための説明会を実施している。

また、入学式終了後の新入生オリエンテーションでは新入生全員を対象にメンタルケアを主とした講演

会や学生自主企画プロジェクトの紹介を行っている。入学直後の学部オリエンテーションでは、地元警察署の講演や生活支援となる資料の配布等、両学部に通じた指導を行っている。なお、オリエンテーション等の内容については、全学の部会で意見交換している。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

各学部とも、学業等、様々な事項についての学生からの相談窓口を設置している。また、学習相談のためにオフィスアワー制度を設けており、シラバスに担当教員の相談可能な時間と研究室の所在等を明記し、教員のメールアドレスを大学ウェブサイト上に公開しており、各学部・研究科の学習等の相談体制と担当者を定めている。

学務委員会で初年次学生を含め成績不振学生の調査を行うと同時に、1～2年次生では「大学入門セミナー」指導教員（アドバイザー教員）が、3～4年次生では演習指導教員が、学務委員会と連絡を取りつつ、修学指導を個別に実施しており、特に成績や授業への出席状況において留年のおそれがある学生に対しては、学務委員長が面談を行い、学生の状況を把握するように努めている。

教育学部では、1～4年次生まで継続的に行う教育実習への支援のために教育実習支援室を設置し、特任教授2人を配置し、教育実習での教材開発や授業研究に対する支援等を行っている。

経済学部では、学習教育支援室を設置してスタッフ（非常勤職員）が常駐し、TAやSAによる学習支援を行っている。さらに、夜間主コースの学生の学習支援を目的として、学習教育支援室内に夜間主相談室（夜間主専用相談スペース）を設けており、3人の教員が日替わりで学生へ指導、助言を行っている。

教育学部及び経済学部では、学生団体と学部長（学部執行部を含む。）との懇談会を定期的を実施している。さらに、授業評価アンケート等の各種アンケートを実施し、学生のニーズの把握に努めている。これらの取組によって得られる学生からの要望は、例えば、経済学部の学習教育支援室での学生支援体制の充実等に活かされている。

さらに、学生の学習とキャリア支援を一括してサポートするシステムとしてSUCCESSを運用している。このシステムを用いて、学生の履修状況、学生自身により入力された進路志望、教育実習の取組状況等を教員が把握できるようになっている。

教育学部では、SUCCESS上に「教職カルテ」と呼ばれるページを設けている。この「教職カルテ」のページでは、教職に関する学習目標や、履修した授業で学んだこと、教職に関しての自身の成長の自己評価と今後の課題等を、学生自身が内省の上、入力することになっている。また、学生が履修した授業科目の成績も、「教職カルテ」上に表示される。この「教職カルテ」は、入学から卒業まで学生が記録をとるポートフォリオであり、学生の所属する専攻・専修の主任教員及び所属するゼミナールの指導教員が閲覧できる。専攻・専修担当教員及び卒業論文等指導教員は、この「教職カルテ」を見て、学生の成績や履修状況を確認しながら、学生の学習指導を行っており、また4年次での「教職実践演習」でも活用している。

経済学部では、学科を超えた幅広い履修、将来を見据えての計画的履修の実現をサポートする仕組みとして「学習ポートフォリオ」をSUCCESS上に設けている。この学習ポートフォリオは、(1)年度ごとに学生自身が目標を立ててその達成度を管理する「目標と達成度の管理システム」、(2)達成度の管理のために、単位の修得状況を把握する「履修情報参照システム」、(3)目標設定の参考として卒業生の履修行動等の傾向を知る「グッドプラクティス探求システム」の3つの柱から成り立っている。このシステ

ムにより、学生自身が学習のPDC Aサイクル（「P＝履修計画・科目選択」、「D＝学習」、「C＝達成度の評価」、「A＝学習状況を改善」）を実現することにつながっており、学生の指導教員（「大学入門セミナー」担当教員（アドバイザー教員）、専門演習（ゼミナール）担当教員）は、学習ポートフォリオの内容を閲覧して個々の学生の目標と自己評価等を把握し、個別指導の参考資料としている。

経済学研究科博士前期課程では、入学するまでの時間を効率的に利用し、必要な学力を身に付けておくための学習計画書を合格者に示している。

留学生の学習支援は主として国際センターが行うほか、教育学部及び経済学部においても支援を行っている。当該大学に在籍する留学生に対する日本語学習支援として、国際センターが「BASIC I～IV」、「敬語・コミュニケーション」、「日本文化理解」、「レクチャーリスニング」、「学術日本語の基礎」等の日本語科目を提供し、両学部でも「日本事情 I～IV」等を提供している。同様に、大学院でも「日本語プレゼンテーション I」、「日本語アカデミックリーディング」等を提供している。

留学生の研究、学習、生活上の相談には、各学部相談室を設けて国際センターの専任教員及び特任教員が相談を受け付けている。特に日常的な支援が必要な留学生には、チューターを配置し、日本語の指導や日常生活に対するサポートを行っている。

障害のある学生については、入学試験の出願時の事前相談や入学時のオリエンテーション等で相談があった時点から各学部を中心に対応している。実例として、難聴障害がある学生のために、式典等での手話通訳士の配置、ノートテイカーの雇用、教員の指導上の配慮等を行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学部ごとに学生が自主的、自立的に行う課外活動団体が組織されており、部活動や自治会活動等の課外活動が活発に行われている。

学生の自治により学生生活全般の発展と向上を目的として教育学部には学生自治会、経済学部には学生会が組織され、体育系、文化系のクラブを取りまとめる団体として、教育学部には運動部連盟、文化クラブサークル連合が、経済学部には体育会、文化サークル連合が組織され、その他の団体とともに学生自身によって運営されている。平成27年度に大学が認可している課外活動団体として、教育学部では学生自治会系4団体、体育系クラブ21団体、体育系サークル4団体、文化系クラブ5団体、文化系サークル10団体があり、経済学部では学生自治会系8団体、体育系クラブ27団体、体育系サークル18団体、文化系クラブ14団体、文化系サークル23団体がある。

学生支援を行うための経費として、課外活動施設運営費、厚生補導設備充実費を配分しており、施設面では、両キャンパスに課外活動共用施設（クラブボックス等）を設置しているほか、体育館、グラウンド等の施設が使用できる。これらの使用方法は、学生便覧に掲載し、課外活動のルール、手引、課外活動施設予約システム等の周知を図っている

新入生歓迎行事、大学祭、50年の歴史を有し「滋和戦」と称している滋賀大学-和歌山大学学長杯争奪総合定期戦等の年間恒例行事は、学生による運営を基本とし、教職員が様々な面で支援を行っている。

学生の自主活動支援に関して、大学運営への学生の参画、学生自身の大学アイデンティティづくりとして、平成18年度以来「学生自主企画プロジェクト」を設け、200万円を予算化して企画案を募集している。

これは、教育的視点に立った学生の独創性、意欲的な活動を通して、企画力、行動力、実践力等を培うことを目的として、教育交流活動、地域貢献活動、ボランティア活動、キャンパス改善活動等を支援対象活動として募集しているものである。事業実施に当たっては、客員准教授にコンサルティングを依頼し、指導・助言を行うとともに、毎年度、活動の成果報告会を開催し、成果発表と意見交換を行い、次年度への改善工夫に役立っている。平成26年度は教育学部で3件、経済学部で9件の合計12件を採択しており、優れた活動に選ばれた一例として、「科学ワークショップによる社会及び子供への学習推進活動」や「滋賀大ラジオプロジェクト」等があり、学生が学校や地域の活動に参加することで、企画力、行動力、実践力等の涵養につながっている。また、課外活動で顕著な成果を挙げた学生や、文化・社会活動で特に功績があった学生に対して、学長賞表彰を行っている。平成25年度は個人3件・団体1件、平成26年度は個人2件・団体4件、平成27年度は個人1件・団体3件が受賞している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生支援について、彦根キャンパスでは学生支援課（全学的役割を含む。）が、大津キャンパスでは教育学部学生・就職支援係が学生生活全般の総合的な窓口となっている。また、健康、就職・進路、ハラスメント等個別の相談については、以下のように専門の窓口を設けている。

学生の健康相談については、彦根キャンパスに置かれた保健管理センターと大津キャンパスに置かれた保健管理センター分室が対応しており、特に、心の相談については、精神科医である専任教員1人（彦根・大津両キャンパスを勤務）、非常勤のカウンセラー4人（うち1人は彦根・大津両キャンパスを勤務、2人は彦根キャンパス、1人は大津キャンパス）を配置し対応に当たっている。なお、上記に挙げた専任教員及び非常勤のカウンセラーは、全員臨床心理士の資格を有している。各学部では、それぞれ独自の学生の健康相談体制を充実させている。教育学部では「学生ホット・ライン」、経済学部では「キャンパスライフ相談室」を窓口とし、保健管理センター等と連携しつつ、学生生活のあらゆる事項について、指導、相談、助言や他の相談窓口の紹介を行っている。

就職等進路に関する支援は、それぞれの学部に就職委員会と事務組織を設置して行っている。就職に関する説明会等の情報は、大学ウェブサイト及びS U C C E S Sでも提供している。

教育学部では、就職支援を強化するため就職委員会やキャリアカウンセラーが個別の就職相談等を行っているほか、学生に就職情報を提供するために就職資料室を設けている。また、教員採用試験対策として教職セミナーや教職実践論等の課外指導を行い、教職への意欲を向上させるために教員養成研修等の対策を講じている。さらに、公務員、企業等への就職指導にも対応している。

経済学部では、就職支援室を設けており、就職相談を中心に支援する特任教員を配置している。また、『就職の手引』の発行や就職ガイダンス、面接指導、3年次生を対象とした進路面談、学外での合同企業説明会へのバスツアー等を行っている。また、経済学部就職セミナーを開催し、平成26年度は全国から188の企業等が当該大学を訪れ、延べ8,325人の学生が参加している。

各種ハラスメントに対しては、ハラスメントの防止及び排除に関する規程を定め、教育学部、経済学部それぞれにハラスメント相談窓口を設け、相談員の周知を図るとともに、学外のNPO法人と連携した外部相談窓口も設けて相談体制を整備している。また、ハラスメント防止のためのパンフレットを作成し配

布するとともに、大学ウェブサイトに掲載している。加えて、ハラスメント以外の事項についても毎年度危機管理講演会を実施し、悪徳商法、訪問販売等に対する注意を喚起し、相談機関を紹介している。

特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援としては、留学生を対象とした新入生オリエンテーションや留学生のための就職ガイダンスを行うとともに、留学生のウェブサイトで、各種手続きや日常生活等に関する情報を提供している。国際センターの留学支援部門では留学生の受入や在学中の学習・生活面でのサービスを行うと同時に、留学希望者や短期研修プログラムに参加する学生へのサービスを行っている。

日常生活の問題、日本語会話指導等のサポートが必要と認められる留学生には、サポーター（チューター）による支援を行っている。教育学部・教育学研究科では、学部国際交流委員会主催の履修登録説明会及び個別メールで指導教員に留学生チューターの適格者を推薦してもらい、指導教員の指示により、留学生チューターが新留学生の諸手続き、大学内外の生活及び履修支援等の課外指導を週1～2回、1学期42時間程度実施している。また、実施時間等の事務的な部分は、学生・就職支援係において行っている。経済学部・経済学研究科にはチューター型サポーター、ボランティア型サポーター、「日本事情」サポーターの3種類の留学生サポーターが置かれており、このうちチューター型サポーターは、週1～2回、1学期間42時間程度留学生と会い、留学生の支援を行っている。

住居確保のために国際交流会館（彦根市：单身室15室、夫婦室2室、家族室2室）を整備して、生活に関する支援を行っている。そのほか、彦根キャンパスには偲聖寮（一般の学生寮）、大津キャンパスには平津ヶ丘寮（一般の学生寮）と、滋賀県国際協会の運営するシグインターナショナルハウスがある。

民間宿舎に入居を希望する留学生で、保証人が得られない場合は、機関保証制度により入居保証を行っている。毎年度『滋賀大学留学生ミニ白書』を発行し、留学生の基本的状況を調査・公表し、留学生に対する様々な支援や今後の留学生施策立案の基礎資料としている。

障害のある学生に対する支援については、学生個々の実情に応じて、支援内容を確認して、施設改善、人的・物的支援を準備し、入学後は、履修相談、授業や試験での配慮や学習支援を行うとともに、メンタル面でのサポートや健康面での学生生活の支援を行うこととしている。例えば、聴覚障害の場合には、手話通訳（行事等）、聴覚障害者用パソコン等、視覚障害の場合には、視覚障害者用パソコン（音声変換、点字出力）、拡大読書器や視覚補助具の設置、照明環境の改善（個別照明器具）等、肢体不自由の場合には、介助スタッフによる教室等移動の介助、身体介助等、病弱・虚弱の場合には、運動実技が困難な学生のレポート提出等の代替措置、教室等移動の介助等、発達障害の場合には、担当教職員との学習相談、保健管理センター医師のカウンセリング等の実施がある。平成27年8月には「障がい学生支援室」を設置し、対応に当たっている。

これらのことから、生活支援等がニーズに対応して実施されていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

入学金免除、授業料免除を設け、規程に基づき対象者の選考が行われている。なお、平成24年度から、授業料免除の基準を満たしている免除有資格者については全員に免除ができるようにするため、授業料免除基準（全額免除・半額免除）該当者すべてを半額免除とし、免除実施可能額に残額がある場合には、その残額の範囲内で全額免除基準該当者の上位者から順に全額免除に振り替えるように免除方法を変更している。

全学の平成26年度の授業料免除制度利用の前期・後期延べ人数は、両学部・研究科及び特別支援教育専攻科を合わせて、申請者数1,052人に対し、免除者数877人、免除された学生の割合は83.4%となっている。

おり、平成 23 年度の申請者数 1,025 人、免除者数 759 人の 74.0%に比べ、約 10%の増加を示している。

さらに、家計の状態が急変した学生を対象として成績基準に関係なく授業料を減免する制度や、寄附金の教育研究支援基金を原資とした貸付金制度（一般学生を対象、貸付の限度額 20 万円）を設け、その他の各種支援制度も合わせた学生支援政策をパッケージとして統合し、「つづけるくん」と名付けて運用している。「つづけるくん」の授業料減免の利用者は、平成 26 年度では申請者 31 人に対して半額免除者が 22 人であり、同じく貸付金制度の利用者は平成 22 年度 5 人、平成 23 年度 6 人、平成 24 年度 2 人、平成 25 年度 2 人、平成 26 年度 0 人となっている。

奨学金については、日本学生支援機構をはじめ、地方公共団体等からの各種奨学金があり、学生へ周知を図っている。平成 26 年度の奨学金の利用状況は、学生数 3,882 人に対し、日本学生支援機構の第一種、第二種の奨学金受給者の合計は 1,300 人、受給率は 33.5%であり、地方公共団体の奨学金受給者の合計は 68 人、受給率は 1.8%である。

大学院学生の国内外における学会発表を奨励し、その費用の一部を助成する「滋賀大学大学院生の国内外学会発表助成事業」を行っている。これは、滋賀大学教育研究支援基金を原資として、国内外で開催される学会に発表のため参加した（討論者としての参加を含む。）大学院学生を対象に 1 件 3 万円以内（募集数 10 人程度）の助成を行うものであり、平成 26 年度は 14 人の大学院学生に対して助成（総額 30 万円）を行っている。

経済学部・経済学研究科においては、後援会により、平成 26 年度に学生の日頃の学習等を支援し、資質の向上に資することを目的として、資格試験や語学試験等の基準を満たした学部学生、大学院学生を対象に報奨金を給付する「滋賀大学経済学部後援会資格取得等報奨制度」を創設し、平成 26 年度は 24 人の学生に総額 127 万円の給付を行っている。

学生寮は、教育学部及び経済学部それぞれに、男子棟、女子棟を設置し、留学生を含む学生が入寮している。留学生専用の寄宿舎として国際交流会館を設置し、利用期間を 1 年に限定して入居させている。また、教育学部交換留学生等を対象に宿舍費の一部補助しており、平成 26 年度は春学期 10 人、秋学期 9 人に給付実績がある。また、学習奨励費をはじめとする留学生向け各種奨学金の利用や入試成績優秀な留学生に対する独自の授業料免除制度及び火災保険料補助の仕組みを整えている。なお、これらの奨学金制度等については、学生便覧への掲載や新入生オリエンテーションでの説明、大学ウェブサイト等で学生に対して広く周知を図っている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 経済学部では、学習教育支援室、開放型学習スペース、ALL（アクティブ・ラーニング・ラボ）等を設置し、常駐スタッフを配置するとともに、TAやSAによる学習支援を行っている。
- 大学運営への学生の参加、学生自身の大学へのアイデンティティづくりとして、「学生自主企画プロジェクト」を設け、予算を確保し、毎年度多数の学生団体等が応募している。
- 家計の状態が急変した学生を対象とした授業料免除制度等の学内外の一連の学生支援等をパッケージとして策定し、「つづけるくん」と名付け、学生の多様なニーズに柔軟に対応している。

**基準 8 教育の内部質保証システム**

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 8 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果を点検・検証するために、全学的には、理事（教育・学術担当）を部会長とする全学教育部会及び全学共通教育部会を置き、教育学部の教育改革推進委員会、経済学部の教育学習支援委員会で教育活動の状況に関する資料・データを収集、蓄積している。その作業を学務課、教育学部教務係、学習教育支援室が支援している。

授業評価アンケートを毎年度全学的に2回実施し、卒業・修了予定の学部学生・大学院学生、大学を卒業・修了し数年を経過した卒業生・修了生へのアンケート、さらに、卒業生の就職先として、教育学部は滋賀県内のすべての小中学校長、経済学部は卒業生が就職している企業等を対象にアンケートを実施している。これらのアンケート結果は、各学部のFDに関する委員会に取りまとめ、全学教育部会において『FD事業報告書』として取りまとめ、教育の改善に役立てるため、全教員へ配布し、周知を図っている。

全学教育部会と全学共通教育部会とが合同会議を開催して、全学共通教養教育に関する分析を行っており、厳格な成績評価を行うことを目的に「全学共通教養科目の成績分布」を作成し、その分布を基に、教員間で情報を共有し、成績分布の現状を確認し、成績評価の妥当性を検証している。

教育学部では、教育改革推進委員会が、学生アンケート、教員アンケート、就職先アンケートの実施や成績分布の公表を行い、教育上の課題について検討している。改善が必要な点については、教務カリキュラム運営委員会で検討し、見直しを行っている。経済学部では、教育学習支援委員会が中心となり、特にコア・セッションに関する学生の学習状況の分析や全体の科目の得点分布の分析等、学生の学習成果の検証を行い、学部教授会に対して必要な提言を行っている。

これらの両学部の取組は、年7回程度開催している全学教育部会で報告し意見交換を行うとともに、毎年度、『FD事業報告書』とFD情報誌『su-L（スール）』上に掲載し、両学部教員に周知を図っている。また、毎年度教育改革フォーラムを開催し、双方向型授業やアクティブラーニング等について両学部の教育の取組を共有し、教育方法の改善が図られている。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

当該大学では、学生に対する授業評価アンケートを年2回（每学期）実施し、『FD事業報告書』とし



て公表している。教育学部では、アンケート結果を授業担当教員に通知し、担当教員による授業改善を促すとともに、『FD事業報告書』を学生センター窓口に置き、学生がいつでも見ることができるようにしている。経済学部では、アンケートの結果を授業担当教員に通知するとともに、全講義科目検索システムで公開し（担当教員によるコメントの入力が可能。）、担当教員による授業改善を促している。さらに、両学部とも学部FD組織がアンケート結果を検証し、定型的な問題点を把握して授業改善への提言を行っている。

学部学生及び大学院学生に対して3年に一度、包括的な学生生活実態調査を実施しており、直近の調査の結果と分析は『平成25年度学生生活実態調査報告書』としてまとめている。その中で、学業に関する質問から、「授業に興味を持ち、出席も多くは8割以上。一方で、授業以外の勉強時間は少ない。」と分析している。「授業への出席状況」に関する「質問33」では、「教育学部と教育学研究科及び経済学研究科では、出席率「80%以上」の者が9割前後を占めており、良好である」が、「経済学部昼間主と教育専攻科では、出席率「80%以上」の者の率がかなり低くなっており」とされており、学部・研究科ごとの不均等も正確に把握されている。そういった状況を踏まえ、教育実践優秀賞のテーマを「学生の授業外学習を促す取組」とし、教育方法の改善や工夫に向けて取り組んでいる。

さらに、両学部・研究科とも、平成25年度及び平成26年度に、卒業・修了前の学生に対し、アンケートを実施している。在学中の当該大学の教育に関して、学生からの意見を聴取したものであり、このアンケート結果については各学部のFD担当教員が分析し、『FD事業報告書』で公表している。このアンケート結果を示すことで、担当教員に授業改善を促すとともに、必要な授業改善の方策を担当の委員会で検討している。

教育学部では学部長オフィスアワーが設定され、学生との意見交換が実施されている。経済学部では、SFA（学生・教員協議会）と呼ばれる教員と学生の意見交換会が定期的で開催され、シラバスに関する学生からの意見を基に、シラバスの検索条件に授業科目区分による検索ができるように項目を追加し、キャンパス教育支援システム（SUCCESS）に自動ログアウトに関する注意書きをページ上に表示し、一時保存機能を設けるなどのシステム改修を行い、利便性を向上している。

教職員への意見聴取として、学長、理事、副学長、学部長、事務統括監で構成する企画調整会議委員と両学部執行部（副学部長等）との懇談会を開催し、意見交換を行っている。そのほか、企画調整会議委員と事務統括監及び課長級職員で構成する事務連絡協議会メンバーが、学生の教育、学生の支援をテーマとした懇談会も行っており、そこには副課長級職員も陪席し、職員との意見交換を行っている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

教育に関する外部からの意見を聴取して教育改革に活かすために、平成26年度に、卒業（修了）生及び滋賀県内公立小・中学校長へのアンケート（教育学部）、学生の就職先である企業等へのアンケート（経済学部）を実施している。

教育学部では、平成25年度に外部評価委員会を開催し、地域推薦入試、教育参加カリキュラム支援、キャリア支援及び「理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点構築事業」を評価項目として取り上げ、教育現場や他大学、マスコミ等の外部評価委員から意見を聴取している。

科学技術振興機構から支援を受けて実施した理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点プログラムでは、成果発表会に滋賀県や市町の教育委員会から関係者を招き、プロジェクトの成果に関し

て意見を聴取している。文部科学省特別経費による「包括的キャリア支援によるコア・ティーチャー養成モデルの構築」事業に関しては、平成 25 年度にフォーラムを開催し、学外も含めた関係者からの意見聴取を実施している。これらの機会を通して、学外の関係者から寄せられた意見を今後の教員養成機能の強化のために取り入れている。

教育学部と滋賀県教育委員会との恒常的な意見交換の場として「滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議」を平成 27 年 4 月に設置し、滋賀県の教育全般について議論するとともに、個別のテーマに関する専門委員会も併せて設置している。

毎年度 1 回保護者へ授業公開を行っており、その後（同日）開催される保護者懇談会にて様々な意見を聴取する機会を設けている。過去 5 年間（平成 22～26 年度）で、授業公開には毎年度 33～55 人が参加し、懇談会には 18～28 人が参加している。

経済学部では、平成 25 年度に外部評価報告会を開催し、「自ら課題を見出して主体的に学ぶ学生を育てることを目指して」をテーマに、PBL（課題発見・解決）型学習等、学生が主体的に学習に取り組むことを促す教育プログラムを中心に外部評価を受け、プロジェクトの成果と課題、また学部教育に定着させていくための教示、助言を得ている。さらに、文部科学省特別経費による「高度専門職業人としての知のマネジメント能力の育成—経済・経営系学士力修得のための学習ポートフォリオシステムの整備—」で構築した学習ポートフォリオ及び e-learning のシステム全体についての外部評価を実施し、評価委員から学生の主体性を考慮している、授業時間外学習への誘導がうまく行われているというコメントが得られ、活用をすすめるべきとの意見があり、今後、学生・教員双方に一層の活用を促進していくための一助としている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

教育学部に教育改革推進委員会、経済学部には教育学習支援委員会を設け、各学部の F D に関する事業を実施するとともに、全学教育部会を置き、大学全体の教育改善に努めている。

活動の柱の一つである授業評価アンケートは、教育学部及び経済学部において実施し、アンケート結果を各授業担当教員にフィードバックし、授業改善に活かしている。

教育学部においては、教員相互の授業参観を通して参考になったことを『FD 事業報告書』に掲載している。また、「教員が授業評価をどのように活用したか」について平成 26 年度に実施したアンケート調査によれば、授業の進行スピードや板書の方法等の具体的な改善に活かしているという回答が寄せられている。経済学部では、平成 26 年度に、これまで授業評価アンケートで寄せられた意見を改めて確認し、学生が授業を評価する観点と質問項目とのずれや、質問項目の固定化に対して、「経年的な分析を踏まえて見直すべき」、「科目特性に応じて柔軟性を持たせるべき」との意見を得ている。

教育改善の取組や先進的な教育経験の交流を目的として、教育改革フォーラムを毎年度開催しており、平成 26 年度は「学生の主体的学修を考える」をテーマに講演・議論を行っている。

教育学部では、平成 24 年度から新任教員研修会を開催している。毎年 4 月に開催し、基調講演や、学部 F D 担当委員会からの F D 活動についての説明、並びに担当事務から Web シラバスの書き方や各講義室の設備等を説明している。

各学部での F D 活動は、全学教育部会においても検証・分析し、種々の F D に関する活動で明らかになっ

た事項については、毎年度発行している『FD事業報告書』やFD情報誌『su-L（スール）』に掲載している。

また、新任の教員を対象に研修・懇談会を開催している。役職員が新人教員に対して当該大学の現状について説明し、その後懇談を行うもので、新しく採用された教員が当該大学の状況を理解することに役立っている。平成25年度においては、平成24年度以降、当該大学に赴任した専任の教職員を対象に「新入教職員研修・懇談会」が開催され、教員については、教育学部14人、経済学部8人、社会連携研究センター2人、国際センター1人が参加している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援や教育補助に携わるTAとSAは、教育学部及び経済学部において、学部ごとに採用し、業務運営を行っている。

教育学部では、TA運営委員会が、授業におけるTAの必要性の確認や配置等の調整を行っている。TAに対する研修は授業担当者が行っている。

経済学部では、コア・セッションの授業を補助するTAとSAに対し、授業の開始時期に合わせて年間2回オリエンテーションや研修会を行っている。また、学習教育支援室と教育学習支援委員会とのスタッフ・ミーティングを定期的実施している。

教育支援に携わる事務職員は、日本学生支援機構が実施する厚生補導事務研修会、近畿地区学生指導研修会、留学生担当者研修会、教務事務研修会等に参加している。また、附属図書館職員は、情報・システム研究機構国立情報学研究所が実施する教育研修（大学図書館職員短期研修等）に参加している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 教育学部では学部長オフィスアワーを設定し、経済学部ではSFA（学生・教員協議会）を定期的開催して、学生の意見を聴取するための特色ある取組を行い、キャンパス教育支援システム（SUCCESS）の改良等に活かされている。
- 教育学部では、毎年度、保護者への授業公開及び保護者懇談会を開催し、様々な意見を聴取する機会を設けている。

**基準 9 財務基盤及び管理運営**

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 9 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 21,773,495 千円、流動資産 1,569,108 千円であり、資産合計 23,342,604 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 3,250,005 千円、流動負債 1,742,860 千円であり、負債合計 4,992,865 千円である。これらの負債については、長期及び短期のリース債務 221,529 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 22 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、大学ウェブサイトで公開し、周知を図っている。

さらに、財政状況を分かりやすく解説したパンフレット「財務データからみた滋賀大学」を毎年作成し、

学生・保護者に配布するとともに、大学ウェブサイトに掲載し、一般に公表している。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 5,650,910 千円、経常収益 5,665,021 千円、経常利益 14,110 千円、当期総利益は 36,644 千円であり、貸借対照表における利益剰余金 75,850 千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、財務担当理事の下に設置された財務部会において、予算編成の基本方針（案）及び予算編成基準（案）、並びに予算（案）を作成し、経営協議会及び役員会で審議・承認の上、資源配分を行っている。

さらに、学長裁量経費として毎年度 1 億円を確保し、組織改革推進、重点戦略推進、教育研究推進、学生支援、機能強化、教育研究等支援、運営改善の 7 区分で配分を行うとともに、授業料収入の 1%相当額を学生用図書費として確保し、教育支援の充実を図っている。

また、施設・設備に対する予算配分については、施設整備マスタープランに基づき、施設維持補修経費等を確保し、計画的な施設整備を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、経営協議会及び役員会で審議・承認の上、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事及び監事監査規程、監事監査実施内規に基づき、監査計画を策定し、実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属の監査室を設置し、内部監査規程に基づき、監査計画を策定し、実施している。

また、学長・理事、監事、会計監査人及び監査室の四者による意見交換会（四者協議会）を年 2 回開催して、会計監査人から出された監査上の検出事項や内部統制についての問題事項等を報告・共有・協議している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

役員として学長、理事4人（うち3人は副学長）、監事2人を置いている。

管理運営組織として、役員会、教育研究評議会及び経営協議会を置いているほか、役員、副学長、学部長及び事務統括監で構成される企画調整会議や学長を委員長とする全学委員会を組織している。総務・企画担当理事は人権部会を、教育・学術担当理事は全学教育部会、全学共通教育部会及び学生支援部会の各部会を、社会連携担当理事は広報部会、公開講座部会及び知的財産評価部会の各部会を、財務・施設担当理事は労務管理部会、財務部会及び施設マネジメント部会の各部会を部会長として担当している。

役員会は、学長及び理事が管理運営全般に係る重要事項について審議・決定している。

教育研究評議会は、学長、理事、附属図書館長、副学長、学部長、評議員で組織され、毎月1回の頻度で教育研究に係る重要事項を審議している。

経営協議会は、学長、理事及び6人以上の外部有識者で組織し、原則年6回開催し、主に大学経営上の重要事項について審議している。

企画調整会議は、学長、理事、副学長、学部長、事務統括監を委員として毎週開催し、全学的観点から企画・調整を行う必要がある事案を協議しており、大学のトップマネジメントを支援する体制を強化している。

上記の主要会議には、事務統括監及び課長等の事務職員が出席又は列席し、主要事項の共通認識と事務処理の円滑化を図っている。また、監事2人が業務全般の監査と会計・経理監査を行い、経営協議会及び教育研究評議会に陪席している。なお、特定の事項（認証評価担当、目標計画・評価担当、新学部担当、国際交流担当）について学長及び理事を補佐する体制として7人の学長補佐を置いている。

各学部では、教授会及び研究科委員会等が設置され、学部長を中心とした管理運営体制が構築されている。

本部事務職員については、総務課15人、人事労務課11人、財務課23人、学術国際課10人、学務課24人、学生支援課9人、入試課6人、施設管理課9人、図書情報課17人、事務支援センター1人、監査室2人の職員（以上9課、1センター、1室の職員は、非常勤職員等を含む。）が、各理事の担当業務の下に組織されている。

学長の下に事務組織について調整し、取りまとめる事務統括監（部長級）を設置している。事務統括監の下には、事務連絡協議会を設置し管理運営事務について協議するとともに、各部局間の連絡を緊密にし、事務の円滑な運営を図っている。

学部固有の事務については、学部長の職務を直接支援する学部事務職員を配置しており、教育学部56人、経済学部21人（両学部事務職員には、非常勤職員等を含む。）となっている。

危機管理等に係る体制については、学長、理事、学部長からなるリスク管理委員会と、リスク管理全般に係る事務を行うリスク管理室を設置し、リスク管理ガイドラインやリスク管理マニュアルを定め、大学における様々なリスク（災害、施設、業務、情報、不祥事・犯罪、健康）に迅速に対応する体制を構築している。

近畿地区で大規模災害等が発生した場合に、近畿地区の13国立大学が、相互に連携・協力し、被災大学に対する緊急支援及び復旧支援を推進し、被災大学の業務継続の確保と早期復旧を図ることを目的とした協定（「大規模災害等発生時における近畿地区国立大学法人間の連携・協力に関する協定」）を締結している。

公的研究費の不正使用防止への取組としては、公的研究費の不正使用防止に関する規程により、学長を最高管理責任者、理事（教育・学術担当）を統括管理責任者として、責任体制の明確化や公的研究費の適切な管理・運営体制の整備、点検・調査体制を定めており、公的研究費の使用に当たっての確認書の提出

義務等を課している。また、公的研究費の適正な管理・運営を徹底するため、同規程に基づき、不正防止対策の基本方針を策定し、教職員へ周知を図っている。研究活動における不正行為に対しても、研究活動の不正行為への対応に関する規程を定め、不正行為に関する申立てがあった場合には、予備調査委員会を経て、学外有識者を含めた委員で構成される不正行為調査委員会による調査を行う体制を構築している。

さらに、「滋賀大学における責任ある研究行動の実現に向けて」をテーマとして研究倫理セミナーを開催し、研究者に対するコンプライアンス教育を行うなど、研究費の不正使用防止、研究活動の不正行為の防止に向けた教職員の意識向上を図っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-2② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生の意見やニーズについて、3年ごとに学生生活、学業、課外活動等について調査し、分析結果を『学生生活実態調査報告書』としてまとめ、学生支援の改善のための資料として活用している。

学生の意見を大学運営に反映させるため、学部長オフィスアワー（教育学部）、SFA（学生・教員協議会）（経済学部）において学生との懇談の場が設けられ、施設の改善、課外活動や生活面での要望等学生生活全般に及ぶ学生のニーズを把握している。そのニーズへ対応した取組として、教育学部・経済学部共通に、構内の屋外自動販売機の設置、トイレの改修、防犯灯・防犯カメラの設置、教育学部では合宿所への空気清浄器具の設置、経済学部では学内の渡り廊下のシェルター設置、学内個人ロッカーの設置、テニスコートへの製氷機の設置、カーブミラーの設置が挙げられる。平成27年2月に開催された、経済学部のSFAには、学生委員会、学生会執行委員会、体育会、文化サークル連合、ゼミナール協議会、友愛会、新聞会及び滋大祭実行委員会の8団体から30人の学生が参加している。

また、毎年度実施している自己点検・評価報告会において、学生からも直接意見聴取し、大学運営等の改善に反映している。その一例として、学生から出された「北陸方面への広報を充実しては」との意見を踏まえ、福井県の高等学校を含んだ「高大連携懇話会」の開催を始めることになり、高等学校側とより多様な意見交換の場を持つことにつながっている。

教員の意見やニーズは、学部教授会、全学委員会、各種部会等の議論を通じて、全学かつ学部レベルにおいて、管理運営に反映されている。また、事務職員の意見・要望については、全学委員会、各種部会への委員としての参画をはじめとして、事務連絡協議会等での議論を通じて反映されている。

学外関係者の意見については、経営協議会、各学部の後援会との懇談会、自己点検・評価報告会等において把握する機会を設け、管理運営に反映されている。例えば、平成24年度においては、経営協議会学外委員からの「ハラスメントの再発防止に努めて欲しい」との意見に対し、ハラスメント防止研修会、ハラスメントに関する実態調査、ハラスメント防止等に関する規程の改正を実施するなど、学外関係者の意見を取り入れている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-2③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事（非常勤2人）を置き、監事及び監事監査規程及び同実施内規を制定し、業務及び会計の適法性・妥当性を確保するため、業務全般と会計の監査を実施している。監事は、役員会、教育研究評議会及び経

営協議会等の重要な会議に陪席し、大学の運営状況を把握するとともに、適宜助言等を行っている。

監事は、毎年度、監査報告書を学長に提出している。平成26年度監査報告書は、平成27年6月に2人の監事から提示されている。監査報告書は、学内構成員に対し、大学ウェブサイト（教職員専用）で公開されている。

学長は、監事から指摘された事項について必要な措置を取りまとめ、措置状況を監事に報告している。

学長・理事、監事、監査法人及び監査室による「四者協議会」を定期的で開催しており、平成26年度には2回実施している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

人材育成の目的及びこれからの時代に求められる職員像を明らかにし、時代の変化に対応する人材の育成方針を示すため、「事務職員人材育成基本方針」（全22頁）を策定しており、人材育成の取組や具体的な方策の中で階層別研修、専門研修、特別研修等を体系化し、各種研修を実施している。

毎年度研修計画を策定し、人事院が主催する近畿地区課長補佐研修等、国立大学協会が主催する大学マネジメントセミナー、近畿地区支部専門分野研修、近畿地区国立大学法人等会計事務研修及びタイムマネジメント研修等に関係する職員を参加させている。

職員の資質向上を図ることを目的とした海外研修や簿記研修等の実施やe-learningを利用した自己啓発研修（通信教育）、さらには文部科学省や他大学等への派遣研修を実施している。

平成26年度に事務系職員を派遣した研修の主催者とその回数は、人事院1回、文部科学省1回、文部科学省・総務省1回、国立大学協会及び関係大学5回、日本学生支援機構2回、財務・経営センター1回、国立大学一般職員会議1回、当該大学関係4回、その他6回と多岐にわたっている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

学則において自己評価等を行うことを定めている。自己点検・評価を行うための全学的な実施体制として、学長を委員長とする目標計画・評価委員会を設置しており、教育・研究・運営の現状を自己点検・評価し、大学に求められる広範な社会的要請に応えるべく努めている。

評価担当の副学長を置き、自己点検・評価の体制を強化している。また、評価担当副学長の下、政策企画室に事務職員を配置し、中期目標・中期計画に係る年度計画の進捗状況を記録・評価するための進捗管理システムを整備し、年度計画担当部局に対して4半期ごとに進捗状況の報告を求めるとともに、根拠となる資料やデータを当該システムにて管理し、情報収集を行っている。目標計画・評価委員会の下に置かれた進捗管理作業部会（委員構成5人：理事、副学長、各学部教員）により、年度計画の策定、管理システム及び評価方法等の検討と合わせ、自己点検及び評価、自己評価の学外者による検証並びに第三者評価の実施、業務全般の見直しへの対応を行っている。

毎年12月に教職員に加えて学生や学外関係者（経営協議会委員、同窓会、後援会）の参加を得て、自己点検・評価報告会を開催している。学長、理事及び部局長等が、年度計画の進捗状況と今後の課題等を含めて大学の総合的な状況について報告し、大学の構成員が大学の現状と課題について共通に認識を持ち、



学外関係者の意見も含めて自己点検・評価をする場となっている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-1② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

中期目標・中期計画に関する年度ごとの実績報告書等について、学外委員を置く経営協議会で審議の上、国立大学法人評価委員会に提出し、毎年度評価を受けている。

また、平成21年度には、大学評価・学位授与機構に自己評価書を提出し、大学機関別認証評価を受けている。

各学部においては、外部評価委員会を設け、外部有識者による評価を受ける体制が整備され、平成25年度には教育学部及び経済学部において外部評価を実施し、それぞれ報告書を作成している。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-1③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

自己点検・評価の結果に対して寄せられる教職員・学生及び外部者の評価結果は、全学の目標計画・評価委員会、学部の自己点検・評価委員会等においてフィードバックされ、それを次年度あるいはより中長期的な計画の中で、どのように活かしていくかが検討され、必要な措置をとるようにしている。

年末に開催される自己点検・評価報告会では、その年度の計画の進捗状況を検証し、残りの中期目標期間、あるいは次期での改善のためにどのような取組を行うかについて討議する場となっている。

平成 25 年度に実施した中期計画に関する独自の暫定評価では、学生の授業外学習を促す取組が不十分であるとの意見を受け、学生が自主的に学習する時間を確保するために1学期に履修登録できる単位の上限数を見直すことにした。さらに、教育改善のため教員表彰制度を創設し、平成 26 年度はその取組テーマを「学生の授業外学習を促す取組」とし、教員の取組の中から優れたものを選考し顕彰することにした。

平成 21 年度に受けた大学機関別認証評価では、改善を要する点として「当該研究科（教育学研究科）は保健体育専修の研究指導補助教員を平成 21 年 10 月 1 日付で採用して配置し、さらに数学教育専修に特任教員（専任型）を平成 22 年 10 月に配置することによって応急的な是正措置を講じることとしているが、抜本的な是正のためには、当該研究科はもとより、全学的な立場からの対応が必要である。」と指摘を受け、この欠員を解消している。

また、「専攻科においては、入学定員充足率が低い。」との改善事項に対しては、県への現職教員の派遣依頼を継続して実施し、定員充足の改善に向けて取り組んでいる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 毎年度、自己点検・評価報告会を実施し、学生に加え、経営協議会委員、同窓会、後援会等の外部からの意見も直接聴取し、大学運営等の改善に反映している。

**基準 10 教育情報等の公表**

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

**【評価結果】**

**基準 10 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学の目的、基本理念（大学憲章）、学部・研究科等の目的及び中期目標・中期計画は、大学ウェブサイトや広報誌等で明示し、全教職員及び学生に周知を図るとともに社会に広く公表している。

教職員に対しては、日常業務との関わりで会議の場や自己点検・評価報告会等の全学の会合の場を通じて当該大学の目的等を示している。また、学生に対しては、新入生オリエンテーションや大学入門科目（「大学入門セミナー」）等の機会を通じて大学・学部の目的の周知を図っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

教育学部及び経済学部の入学者受入方針については、大学ウェブサイト及び大学案内、入学者選抜要項、学生募集要項に掲載し公表するとともに、オープンキャンパス、各種進学相談会や大学説明会、高校訪問、高等学校進路指導担当教諭との研修会、高校生や保護者の大学見学会等で配布し、周知に努めている。

教育学研究科及び経済学研究科についても、入学者受入方針を大学ウェブサイト及び大学院案内、学生募集要項に掲載し公表するとともに、大学院説明会等で周知を図っている。

入学者受入方針の周知度や理解度を検証するため、新入生に対して学部入試の「アドミッション・ポリシー等に関するアンケート調査」を実施している。

教育課程の編成・実施方針や学位授与方針については、教育学部、経済学部及び教育学研究科、経済学研究科ともに、大学ウェブサイト等で掲載し、学内外に広く公表している。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

教育研究活動についての情報は、学校教育法第 113 条、学校教育法施行規則第 172 条の 2 及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定されている事項を大学ウェブサイト「教育情報の公表」にて掲載し、公表している。また、人材育成や教育改革の取組等の教育情報についても、大学ウェブサイトにて公表している。

学校教育法第 109 条第 1 項、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条及び同法施行令第 12 条に規定されている外部評価や自己評価等の評価に関する情報、財務諸表や事業報告書等の財務に関する情報も、大学ウェブサイトにて公表している。

そのほか、情報公開に関する法令等に規定されている情報も大学ウェブサイトに掲載して公表している。研究に関する情報については、保有している多様な学術情報、研究教育成果（学術論文、研究報告書、博士論文、教材等）を永続的に蓄積・保存し、「滋賀大学学術情報リポジトリ」で公開している。

また、知的財産に関する情報をカテゴリ別に分類した「シーズ集」として大学ウェブサイトで公表している。

大学ウェブサイトでは、英語、中国語版をも作成・公表し、情報発信を行っている。

広報誌については、冊子の配布及び電子版を大学ウェブサイトで公開し、教育研究活動の情報を社会に広く発信している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。



## <参 考>



## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

(1) 大学名 滋賀大学

(2) 所在地 滋賀県彦根市馬場1-1-1

(3) 学部等の構成

学 部：教育学部、経済学部

研究科：教育学研究科、経済学研究科

専攻科：特別支援教育専攻科

附置研究所：該当なし

関連施設：環境総合研究センター、国際センター、  
社会連携研究センター、情報処理セ  
ンター、保健管理センター、附属図  
書館

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部 3,609人、大学院 246人

特別支援教育専攻科 11人

専任教員数：208人

助手数：4人

### 2 特徴

本学は、明治8年に設立された小学校教員伝習所以来の140余年の歴史をもつ教育学部と、大正11年に彦根高等商業学校以来の90余年の歴史をもつ経済学部で構成されている。本学では、現代社会において、サステイナビリティの確立が最も重要な課題であることから、環境とリスクを教育・研究上の重点領域とし、専門性の高い職業人の養成と創造的な学術研究への挑戦を通して、人類と社会の持続可能な発展に貢献することを目的としている。

本学の主な特徴は、次のとおりである。

(1) 教育に関する特徴

○ 主体的な学びの推進

科学技術振興機構の支援で実施してきた「コア・サイエンス・ティーチャー養成事業」を本学独自に継続して実施し、地域教員及び学生を対象として、地域の理科教育の中核となる教員を養成している。文部科学省の特別経費により、「学生の主体的な学びを基礎とした教育システムの刷新事業」を行い、学生の学習意欲を引き出す双方向的対話式の授業形態を創出するための取り組みを始めている。また、本学独自の学生自主企画プロジェクト事業の実施により学生の自主的な活動の支援を

行っている。

○ グローバル化への取組

グローバル人材の育成を目的として、日本への留学生及び海外への留学希望学部生を対象とするプロジェクト科目を開設するとともに、「グローバル人材育成コース」を導入している。また、国外の大学との交流先の拡大と多様化に向けて活動を進め、派遣留学生の増加に努めている。

○ 多様な修学制度の導入

大学院教育をさらに強化するため、また多様な学習形態を実現するため、5年間で学士と修士の学位を取得できる学部・大学院一貫教育体制を導入し、グローバル化への取組と併せて新しい修学制度を整備している。

(2) 研究に関する特徴

本学では、「環境」、「リスク」を重点領域として、国内外の研究機関と共同研究を行っている。「環境」については、環境総合研究センターを中心として、琵琶湖の環境保全を担う人材の効果的な育成を目的として、文部科学省特別経費による「統合的湖沼流域管理においてハートウェア（心・水文化・記憶）が果たす機能の研究」を進めている。「リスク」については、経済学部附属リスク研究センターを拠点に、東アジア圏の保険・リスクに関する国際共同研究を進めている。いずれの研究も、これまでの豊富な東アジア諸国・地域との交流を基礎に国際的視野を重視している。

(3) 社会連携・地域貢献等に関する特徴

○ 地域活性化のための人材育成

社会連携研究センターを中心として「地域活性化プランナー学び直し塾」、「公共経営イブニングスクール」を開催し、地域活性化に資する人材育成事業を行っている。また、まちづくり活動のあり方について討議する「生涯学習まちづくりワークショップ」を文部科学省共催で開催するなど地域活性化に努めている。

○ 高大連携

滋賀県教育委員会の後援の下、県内の高校生を対象に教職への理解の向上のため、「教職探究レクチャー」、「教職探究サテライト・レクチャー」を実施しており、教職に対する意欲を高める機会として成果を上げている。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、「教育基本法の精神と本学の理念に則り、豊かな一般教養と専門学科に関する最高の教育を授けるとともに、最深の学理を究めもってわが国文化の発展を図り世界の進歩に寄与する」ことを目的にしている。

### 大学の理念・目標

「滋賀大学憲章 知の21世紀をきり拓くー湖国から世界へー」

#### 前文

滋賀大学は、近江の歴史と文化を背景とした滋賀師範学校と彦根高等商業学校を母体とし、昭和24年、新制大学として発足した。その後、新制大学としての使命を果たすべく、大学院や各種センターの設置を含む教育研究組織の整備拡充と教育研究の発展に努め、各界に多数の有為の人材を送り出してきた。平成12年には、「知の21世紀をきり拓く：滋賀大学の理念」を策定し、3C（創造 Creation、協同 Cooperation、貢献 Contribution）を合言葉に、競争的環境の中での滋賀大学の個性化と不断の教育研究改善の決意を表明した。

平成16年4月、滋賀大学は、国立大学法人としての一步を踏み出した。しかし、いま周囲に目を転ずれば、グローバル化の進展や知識基盤社会の到来、地球環境の急速な悪化、価値観の多様化、少子化問題など、国立大学法人を取り巻く状況は急変している。こうした認識に立ち、滋賀大学は、時代に先駆けて主体的に自己変革を遂げるため、新たに基本理念を明らかにする。併せて目標と行動指針を定める。

#### 基本理念

滋賀大学は、豊かな人間性とグローバルな視野を備えた専門性の高い職業人の養成と、創造的な学術研究への挑戦を通して、人類と社会の持続可能な発展に貢献する。

さらに、3Cスピリットをふまえ、知の21世紀をきり拓くため、

- (1) 先進的な教育研究
- (2) 国際的連携の推進
- (3) 市民的公共心

を掲げ、「琵琶湖世界 BIWAKO Cosmos」から世界へのつながりを拓く。

#### 目標

##### 教育：知の継承

滋賀大学は、学生の主体性を尊重しつつ、幅広い教養と高度な専門知識を育む教育を追求する。とりわけ、滋賀の歴史と文化の継承と発展、及び琵琶湖を起点とする自然環境の保全を実現する特色ある教育を追究する。また、グローバルな視野を育て、国際理解を深める教育の充実に努める。

##### 研究：知の開拓

滋賀大学は、学術文化の向上に資する先進的、創造的、学際的な研究に取り組み、理論的研究と実践的研究の融合を図り、卓越した水準の研究を推進するとともに、新たな学術分野を開拓し、その成果を世界に発信する。

##### 社会貢献：知の還元

滋賀大学は、教育と研究の成果及び大学が有する知的資源を還元することにより、地域社会との多様な連携を積極的に構築し、開かれた大学として、地域社会の発展に寄与する。

以上の目標を達成するため、運営の自律性と経営の透明性を確保し、大学としての説明責任を果たすことにより社会の信頼に応える。

#### 行動指針

滋賀大学の教職員と学生は、地域社会及び国際社会の一員であることを自覚し、心と力をあわせ、以下の指針にかなう行動を通じて、基本理念の実現と目標の達成に努力します。

1. 人権 人権侵害のない大学の実現を目指します。
2. 教育 学生起点の発想に立った大学教育を行います。
3. 研究 研究の自由を尊重し、質の高い研究に取り組みます。
4. 連携 社会との連携・共存を図り、地域に貢献します。
5. 環境 環境マインドを醸成し、自然との共生と資源保護の活動に努めます。
6. 協働 協働を合言葉に、大学の諸活動に積極的に参加します。
7. 公開 経営の透明性を確保し、正確な情報を積極的に公開します。
8. 順守 大学の構成員としての自覚を深め、法令及び学内規程等を順守します。



## 「国立大学法人滋賀大学 中期目標」(抜粋)

## 教育に関する目標

## 【学士課程】

- 1 本学の教育理念に沿って、職業人としての専門性と社会人としての基礎能力、豊かな教養と人間性、高い倫理観を兼ね備えた人材を育成する。
- 2 グローバルスタンダードを考慮し、学士号の実質化を推進する。
- 3 教育方法を工夫し、学生が自主的・自律的に物事を考え、行動できる能力や実践力を育成する。
- 4 本学の教育理念に沿って学士力育成の基礎となる能力を有する多様な人材を受け入れる。

## 【大学院課程】

- 1 修士号・博士号の質を保証するための教育の実質化を推進し、専門分野における高度な知識と研究能力、実践力を有する人材を育成する。
- 2 高度専門職業人として、専門分野の研究への意欲を持ち社会に貢献しうる人材を受け入れる。

## 学生支援に関する目標

- 1 充実した学生生活を支えるために、総合的な学生支援体制を強化する。
- 2 学生のニーズに応じたキャリア教育を基に、就職支援活動を充実する。
- 3 充実した学生生活を送り、社会人としての基盤を身に付けるために、課外活動の支援を推進する。

## 社会との連携や社会貢献に関する目標

- 1 地域社会の知的・文化的拠点として、学内の知的資源を有効に活用し、人材養成に貢献する。
- 2 大学や自治体等と連携して、地域振興のニーズに応え諸課題の解決に貢献する。
- 3 地域社会への学生参加を積極的に推進し、学生の社会性の向上を図る。

## 国際化に関する目標

- 1 本学のこれまでの国際交流や今後の教育研究のあり方を踏まえた国際的連携を進める。
- 2 留学生30万人計画に対応し、留学生を受け入れるための学習環境を整備する。

## 組織運営の改善に関する目標

- 1 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編制・見直し  
大学の戦略的構想を明確にし、それを実現する機動的な教育研究組織の編成に向けて見直しを行う。
- 2 人事制度の改善  
教職員の評価システムを拡充し、適正な処遇のシステムを整備する。  
事務職員の採用・学内昇任人事に関する制度を改善する。
- 3 戦略的な学内資源配分  
全学的な経営戦略を踏まえ、財政、人事、組織などの学内資源を適正に配分する。
- 4 組織運営の改善  
戦略的業務運営を図るための組織等を充実し、適正な業務運営が行われるようなシステムを構築する。  
職員の職能開発を推進し、大学経営を担う人材を育成するシステムを構築する。  
内部監査を強化し、監査の成果が大学の経営改善に有効に反映されるような組織運営を行う。

## 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

- 1 大学運営に対して、大学を支える関係者や地域社会など、多方面から受ける外部アドバイスを活用する。
- 2 社会的説明責任を果たすため教育研究活動、大学運営などの情報を積極的に発信する。

### iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201603/daigaku/no6\\_1\\_1\\_jiko\\_shiga-u\\_d201603.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201603/daigaku/no6_1_1_jiko_shiga-u_d201603.pdf)